

平成21年塩尻市議会9月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成21年9月15日(火) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 3号 平成20年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成20年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 塩尻市市民交流センター条例

議案第26号 財産の取得について

議案第27号 財産の取得について

議案第28号 財産の取得について

議案第29号 財産の取得について

議案第39号 広丘東保育園建築主体工事請負契約の締結について

議案第31号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第33号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願9月第2号 長野県独自の三十人規模学級(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に
教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

請願9月第3号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

陳情9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

出席委員

委員長 鈴木 明子 君

副委員長 石井 新吾 君

委員 塩原 政治 君

委員 金子 勝寿 君

委員 青柳 充茂 君

委員 中村 努 君

委員 太田 茂実 君

委員 永田 公由 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただいまから、昨日に続きまして、福祉教育委員会の審査を行ってまいります。審査に先立ちまして、昨日のところで求められておりました資料の提出がありましたので、説明等あれば課長から。

福祉課長 それでは、昨日、委員会の中でもありました、社会福祉協議会への支出関係一覧ということで、A4の表裏のものを用意させていただきました。その1としましては福祉課のもの、裏にいきまして、その2としましては、長寿、こども課への経費です。総額では2億6,500万円余が支出ということですので、お願いしたいと思います。以上です。

教育総務課長 それでは、教育委員会からでございますけれども、リース物件についての一覧を求められておりましたので、ここに提出させていただいております。なお、中ほどの12番から16番までの電子複写機につきましては、枚数精算をするために単年度ごとの契約になっておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 委員のみなさんから質問はよろしいですか。

中村努委員 合計で平成20年度は2億6,500万円ということですが、社協の全収入に対する割合というのはわかりますか。

福祉課長 さっそく調べてみます。

社会福祉協議会事務局次長 社協の総予算は10億円弱でございますので、約4分の1という割合になります。以上です。

中村努委員 はい。了解です。

委員長 ほかにはよろしいですか。それでは審査に入ります。

議案第3号 平成20年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第3号、平成20年度塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明をお願いします。

人権推進室長 それでは、決算書の361ページからお願いいたします。まず、塩尻市住宅新築資金等貸付事業特別会計の概要でございますけれども、目的でございますが、歴史的、社会的に生活環境の安定が阻害されている地域において、住宅を建築、改修または、土地を取得しようとするものに対して必要な資金の貸付けを行うというものでございます。現在の貸付状況でございますけれども、4人、件数では6件になります。1人は住宅新築資金と、土地取得資金を両方貸している方もおりますので、4人、6件ということで、現在、貸付けております。そのうち1人につきましてはきちんと返済していて、平成24年度までに返済が完了する予定でございます。残り3人が、現在、滞納中ございまして、1人は病弱、生活困窮ということでございます。それから、もう1人は多額の借金があって、現在、その行方がわからないという内容です。もう1人は自営業が不振ということで滞納をしております。平成19年度末で、これらの滞納額、元利あわせまして、約1,5

00万円ほどになっております。そのうちの滞納者の2人につきましては、一応、話し合いをした結果、少しずつ返済をしていただけたというようになりまして、平成20年度につきましても、後ほど御説明申し上げますけれども、88万円ほど元利をあわせまして入金がございました。

それでは、まず概要でございますけれども、歳入合計が166万5,618円、歳出合計が161万2,312円、差し引きまして5万3,306円ということになっております。

それでは、歳入、歳出の状況を申し上げますので、366、367ページをお願いいたします。まず、1款1項の1目、貸付金元金収入でございます。住宅新築資金の貸付金元金収入が1人からございまして、44万5,000円余となっております。それから、その下ですが、住宅新築資金貸付金元金収入の滞納繰越分が、今申し上げましたとおり、お二人から67万7,000円余の収入がございました。その下は、宅地取得資金でございますけれども、元金収入、お一人から24万9,000円余の収入です。同じく、滞納繰越分につきまして、1人から2万8,000円余の収入がございました。

次に、2目の貸付金利子につきましては、今申し上げました住宅新築資金、宅地取得資金、または滞納繰越分の収入等ございまして、住宅新築資金につきましては5万5,000円余、同じく、その滞納繰越分につきましては16万6,000円余、宅地取得資金のほうにつきましては2万8,000円、宅地取得資金の滞納分につきましては8,000円余の収入がございました。

次に、3款の繰越金になりますけれども、次のページをお願いいたします。前年度、平成19年度からの繰越金でございますが、5,794円ということになっております。

次に、歳出、370、371ページをお願いいたします。こちらにつきましては、長期償還の元金と利子ということになりますけれども、元金につきましては142万円余の償還金になっております。利子につきましては19万1,000円余の償還ということで、担保資金への償還でございます。最終償還年は平成24年度となっております。

次のページ、372ページをお願いします。先ほども申し上げましたけれども、歳入総額が166万5,618円、歳出総額が161万2,312円、差引5万3,306円ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑を行います。御質問がありましたら、お願いします。

永田公由委員 その行方がわからないという方は、行方不明になってから何年くらい経つのですか。

人権推進室長 行方がわからなくなっている方につきましては、平成5年1月から滞納されておりますので、その時から行方がわからなくなっています。

永田公由委員 その方の住宅なり、宅地なりというのはどうなっているのですか。

人権推進室長 これは、もう、第三者に渡っております。こちらにつきましては、一たんこの方は、その前に借り入れをしまして、借りがえまして、土地と建物を処分して返済をするということになっていたわけでございますけれども、そういうことで、抵当権も抹消して返していただけたということをやったのですが、その後1回だけ12万円ほど償還して、あとは滞ってしまっているような状況です。

永田公由委員 その金額はどのくらいですか。

人権推進室長 滞納額ですか。元金が368万4,547円、利子が68万5,252円、合計で436万

9,799円です。

永田公由委員 これはもうおそらく取れないね。これについては、今、市が肩代わりして返済しているということですか。

人権推進室長 そうです、市のほうで。今の説明の中ではありませんでしたけれども、今までは、市の一般会計からの繰入で対応してきたものです。

永田公由委員 そうすると、これからも完済までこれを続けていかなければいけないということですか。

人権推進室長 一般会計からの繰入額につきましては、70万円、80万円くらいになっておりまして、先ほど申し上げました、あと2人の滞納の方々からの入金でそれを何とか賄っていきますので、今のところは、一般会計からの繰出はしなくて済んでおります。

太田茂実委員 これは、特別会計としての存続が必要かどうかという判断に入ってくると思うのですが、将来的にはどうなのですか。これは特別会計で独立する必要がないように私は考えますが、どのように思われますか。

人権推進室長 今の起債の償還のほうなのですが、平成24年度に終了する予定ですので、その時まで、前任者からの引き継ぎもごさいますけれども、条例廃止というような前提で、今進んでいるようなお話は聞いておりますけれども。

副委員長 借り入れて、元金借入も基本的には、1年間にどのくらい返すというような具体的な例を挙げていただくことと、1年間の利率と、延滞した場合の利息等を教えていただきたいと思います。

人権推進室長 滞納者の関係だけでよろしいですか。

副委員長 はい。

人権推進室長 3人の滞納者の貸し付けたときの利率ですが、お二人につきましては年2%、もう1人につきましては3.5%です。延滞金につきましては、14.6%ということになっております。滞納された方々のうちの2人は償還期限がきておりますので、平成16年と平成20年の3月で償還期限がきております。もう1人の滞納者につきましては平成22年3月までということで、今、もう1人の方につきましては、毎年、約90万円から100万円ですか。今、正確な数字をここに持っていませんが、90万円から99万円くらいの金額を毎年償還していただく予定であったと思います。

副委員長 ここにある1人分67万7,000円、1カ月5万円余ですか、どういうお仕事をされているかわかりませんが、なかなか負担は大きいかと思うのですが、元来、貸し付ける場合は担保とか抵当権とか、保証人とかというものがあるはずですが、そういったものはありますか。

人権推進室長 一応、土地、建物につきましては、すべて抵当権がついております。完済されたところで、今までのものは全部抹消をしております。それから、保証人もお二人ついておりますけれども、今、返済していただいている2人につきましては、保証人のところまではお話をしませんが、その該当の方とお話をし、全額ではないですが、少しずつ返済をしていただくようになっているところです。もう1人の行方不明の方につきましては、保証人が途中でかわっておりまして、結局、その辺のところはわからなくなっております。

副委員長 今の行方不明の方ですが、第三者に物件が移っているということなのですか、それも抵当

物件にはなっていたのではないのですか。

人権推進室長 先ほども申し上げましたけれども、市のほうも、借りかえた時点で、そのお金をまた戻していただけるということで抵当権を抹消しているのです。今度は、今買われている方に土地が移った時点で返済をいただくということになっていましたけれども、そこが十何万円の入金だけで、あとは待っている形です。

副委員長 わかりました。

中村努委員 抵当権をはずすという判断をしたのは、どなたですか。

人権推進室長 書類的に当時の書類が残っていないのですけれども、滞納された平成5年頃に少しメモ的なものはありました。それで今、判断しているところです。

中村努委員 税金とか国保税は、今、収納課のほうでそういう手続きを全部やっていると思いますが、この住宅資金の一連の手続きというのは、どちらでやられているのですか。

人権推進室長 人権推進室です。

中村努委員 その職員に、そういった事務手続きができる能力のある職員というのは、いるわけですか。

人権推進室長 抵当権の設定とかそういうものは、管財の係のほうへお願いしていて、当てもやっていると思います。滞納をされた方々との交渉は私のほうで行っています。

中村努委員 保証人がわからなくなってしまうというのは、どういう意味ですか。

人権推進室長 借りかえの時に、正確な文章が残っていないのでわからないのですが、前の保証人の皆さんが、該当者が多額の借金があるために保証人をやりたいというような申し出があったらしいです。その後、借りかえをしているのですけれども、そここのところの書類が見当たらないものですから、明確にお答えできません。

委員長 平成5年の時点でそういう取り扱いが行われたけれども、その辺が不明だということですか。そこもわからないのですか。

人権推進室長 借りかえた事実はございますけれども、その後はちょっとわからないです。

委員長 ほかに御質問はありませんか、御意見。

不明な部分がありますけれども、説明を受けたということで、議案第3号平成20年度塩尻市住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めるということで御異議ございませんか。

太田茂実委員 異議がないか、わからない。

委員長 判断してください。

太田茂実委員 償還期限が平成24年ですが、それまでに解決してもらおうということでどうですか。

委員長 今、太田委員から、平成24年が最終だということで、それまでに問題を明らかにして解決していただくということをお願いしたいという意見がありますが。

副委員長 先ほど、延滞利息のほうで14.6%とありましたが、この数字というのはどうやって決めたわけですか。

人権推進室長 こちらのほうは、住宅新築資金等貸付条例というのがございまして、そちらのほうで14.6%の割合で決めてございます。

永田公由委員 最終的に平成24年に償還が終わりますね。その時点で、今、行方不明者と病弱の方につい

ては、いわゆる不納欠損というか、そういう扱いを最終的にはしていくという方向ですか。

人権推進室長 監査委員さんからの御指摘がございまして、行方不明の方につきましては、早いうちに不能欠損というような処分をされたらどうかというふうに聞いております。あとのお二人につきましては、今、少しずつ入れていただいておりますので、最悪、条例廃止で、平成24年度以降になってしまう可能性も今のところありますけれども、それはまた、今後どうやって歳入にしていくかということで財政課と詰めさせていただきたいと思います。

永田公由委員 いずれにしても、平成24年が1つの区切りになると思うので、その時点で残債があれば、例えば、一般会計のほうで新たに貸し付けとしてきちんとした証書を取って、借りかえではないけれども、そういう方向を取るなりして、きちんとした形で残債については払ってもらう方向で、平成24年以降もきちんと対応するというのを要望しておきます。

委員長 それでは、この議案第3号平成20年度塩尻市住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号平成20年度塩尻市住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 平成20年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 では、次に進みます。議案第6号平成20年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、塩尻市奨学資金の貸与事業特別会計歳入歳出決算認定ということでございます。まず、歳出から御説明申し上げたいと思います。407ページをごらんいただきたいと思います。歳出関係につきましては、ごらんいただいているとおり委員報酬1万3,400円、また、基金の積立金としまして利子の返済、利子と償還金の部分で400万円余の基金積立をさせていただいております。また、一般会計の操出金としまして175万円余の支出をさせていただいたところでございます。

なお、下段の丸印でございます。現在、19名の方にお貸ししております、936万円の原資ということでございますのでよろしく申し上げます。

また、ページを戻っていただきまして、歳入の関係でございますけれども、主な歳入につきましては、財産収入といたしまして育英基金の利子、また、育英基金の繰入金から、また、大野田育英基金の繰入金が主なものでございます。

また、ページをおめくりいただきまして、405ページの中段にございます奨学金の貸付金収入354万円余、また、木曽広域連合奨学資金の貸付金収入ということで、11人より175万円余の歳入をいただいているところでございます。

決算といたしましては、2万4,000円を本年度に繰り越すということでございまして、明細、決算額につきましては、397ページ、歳入合計1,517万9,466円、歳出合計1,515万5,466円、歳入歳出差引額といたしまして2万4,000円を次年度に繰り越すということでございますので、よろしくお

願いたいします。以上です。

委員長 御質問ありましたら、願いたいします。

永田公由委員 奨学金の貸し付けで返済が滞っている方というのはいらっしゃるのでしょうか。

教育総務課長 忘れて、たまたま1カ月遅れたとか、そういう方はおいでになりますけれども、特に問題なく償還がされているということでございます。

永田公由委員 何名ですか。

教育総務課長 お一人、昨年度はそのような事例がございました。

永田公由委員 いえ、全体で貸し付けて償還を受けている人数です。

教育総務課長 今、全部で21人になります。

永田公由委員 はい、わかりました。

中村努委員 しっかり返していただいている非常に良いと思うのですが、以前は確か償還しなくていい時代があったわけですよね。そういうことから考えて、ほかのところでもやっているように、無利子にするとか、塩尻市に帰ってきてくれればいくらか免除するとか、そのような方向性の考えはないですか。

教育総務課長 たまたま、昨年度の委員会の中でそのようなお話が出た経過がございます。現在、政権が変わるといことで、高校生までの授業料、公立高校免除とか、いろいろな部分が出ておまして、現在の全国レベルでは、将来的に帰ってきた場合には償還しなくていいというような形とか、今、各近隣の状況等を調べさせていただきながら、今回の新たな政策が出て概要が見えてきた時点で、再度、その辺の整合も図りながら奨学金の抜本的な部分に触れた形で、改善、または条例案件として提案していきたいということで検討しているところでございますので、まだ、正確なものは今お示しすることはできませんけれども、今後よろしく願いたいと思います。

無利子の部分については、現在も無利子の部分です。無利子というのは、以前から償還しなくていいのは、条例はもう終わっているのですけれども、大分以前にただ貸し付けるだけという部分がございますけれども、現在、その該当はしておりませんが、そのような部分も含めて、今後、改善できるものは改善させていただければと思っておりますので、よろしく願います。

委員長 現在は無利子ということですか。

教育総務課長 はい。利子はございません。

委員長 ほかにいかがですか。

それでは、議案第6号平成20年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号平成20年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第7号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に進みます。議案第7号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを

議題といたします。説明をお願いいたします。

長寿課長 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。決算書409ページをお願いいたします。歳入合計は40億9,121万3,976円、前年比2億700万円余の増で、歳出合計40億954万8,164円、前年比1億6,900万円余の増でございます。歳入歳出差引残額は8,166万5,812円となり、実質収支額として同額を翌年度に繰り越すものでございます。なお、決算説明資料は87ページから92ページまででございます。

まず、決算説明資料で御説明申し上げますので、89ページをお願いいたします。まず、このページで、介護認定者数等の概要について御説明を申し上げます。数値は昨年度末のものでございます。平成20年度は、3年ごとに策定している介護保険事業計画といいますが、第三次介護保険事業計画の最終年度にあたります。これまで、平成17年度における食費、居住費の原則自己負担化、あるいは、平成18年度における介護予防に重点を置いた制度改正等を経てきたわけでございますが、全体といたしまして、制度が市民に周知され市民にとってなくてはならないものとなるとともに、認定者、あるいは、サービスの利用者の増加につきましては落ち着いてきているというふうに見ております。

1の(1)の認定結果等の状況でございますが、第1号被保険者数、65歳以上の方でございますが、1万5,483人、対前年比3.1%の増で、認定者数でございますが、平成20年度末で2,638人、前年度比2.3%の増。サービス受給者数につきましては2,300人、2%の増加でございました。介護保険制度導入から9年を迎えたわけでございますが、この認定者数、サービス受給者数が第1号被保険者の増加を初めて下回った、増加率において下回ったという状況でございます。

(2)の認定者のサービス利用者数の内訳につきましては、受給者数が右から3つ目の合計欄でございますが、2,300人对前年度比56人の増でございます。この2,300人の要支援、要介護2,638人に占めるサービス利用の受給率は87.2%ということでございます。

(3)に認定者の要介護度別内訳がございまして、要支援1から要介護1までの人の割合につきましては、42.6%、要介護2、3の中程度の方の割合は32.3%で、今の要支援1から要介護1の方については約5%増加している。要介護4、5の方の割合につきましては25.2%で、微減という状況でございます。

次に2番、中段の給付実績につきましては、右から2つ目の合計額でございますが、37億1,200万円余で、対前年度1億1,700万円余の増で、3.3%の増ということでございます。

次に、一番下の3番、第1号被保険者一人当たりの給付費でございますが、右から2番目の下から2桁目でございますが、年額で23万9,756円、対前年度0.2%の増ということでございます。これをごらんいただきますと、第1期のころは毎年大幅にお一人当たりの給付費が上昇したわけでございますが、第2期、第3期と進むにつれて上昇の幅が小さくなっているということでございます。

次に、決算書のほうをごらんいただきたいと思います。426、427ページをお願いいたします。歳出から御説明申し上げます。1款総務費1項総務管理費は介護保険事業に関する事務費でございます。備考欄の介護保険事務諸経費中の中ほどの黒ボツに、システム修正委託料がございまして。認定調査項目変更に伴うシステム修正委託料283万4,000円余は、本年4月1日から導入された認定調査の変更に伴うもの。次の、介護保険制度改正に伴うシステム修正委託料330万円余は、本年3月まで使用していたシステムパッケージの

運用支援に関するもの。次の、介護保険事務処理システム修正委託料449万円余は、介護保険料の激変緩和措置が平成20年度まで延長になったことの処理と、本年4月からの介護報酬改定に係るものでございます。

次の黒ボツ、高齢者福祉計画策定委託料は、平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定したものに係るものでございます。

次に、下のほうに行きまして2項、介護認定審査会費は、介護認定に係る経費でございまして、認定調査員報酬5人分と、次の429ページの備考欄の一番上の黒ボツの臨時職員賃金1人分が主なものでございます。

備考欄7番目の黒ボツでございしますが、文書作成手数料は主治医の意見書作成手数料でございまして。

次に、429ページの下段、備考欄の白丸、認定審査会委託負担金の松本広域連合負担金は、認定審査会に係る費用の負担で、内訳につきましては市町村の均等割で145万2,000円、実績割は1,058万円でございます。

1番下の2款の保険給付費でございしますが、これにつきましては、このあと435ページまでのそれぞれの給付費等の合計額などにつきまして、429ページの下段の支払済額にございしますが、37億6,300万円余、前年度比3.4%の増でございます。

ページをめぐっていただきまして、430、431ページをごらんください。1項の介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の認定者に係る介護サービス給付費でございまして。

1目、居宅介護サービス給付費は、訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与サービス等の給付費でございまして。支出総額は14億2,600万円余でほぼ前年度並みでございます。

次に、2目、地域密着型介護サービス給付費は、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等に係るサービス経費でございまして。支出総額につきましては、3億5,000万円余、前年度に比べまして5,600万円余、19.5%ほど増加いたしました。要因といたしましては、高齢者グループホームのふきぼこ、小規模多機能型の施設クレーセバが開所したこと等によるものでございます。

次に3目、施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護療養型医療施設、いわゆる介護保険三施設の入所に係るサービス給付費でございまして。昨年度末の入所者数は482人ということでございまして。支出済額は14億8,100万円余でほぼ前年度並みでございます。

そのあとは、少し飛ばさせていただきます。2項、介護予防サービス等諸費、これは要支援1及び要支援2の認定者の介護予防サービス給付費でございまして。支出済額は1億5,900万円余で、対前年度6,300万円余で66.3%の増となりました。この大幅に伸びたものにつきましては、介護保険制度の大幅な見直しの中で、平成18年度から介護予防型施設システムへの転換が図られたことによるものでございしますが、介護認定につきましても、要介護1から要支援1及び要支援2への移行が行われ、平成19年度、平成20年度の各年度末の要支援1、2の認定者数は526人から649人で、123人の増となっていること、それから、介護予防サービスにつきましては3年目ということになりまして、事業が定着してきたことによるものでございます。

次に、432、433ページをごらんください。中段より下にあります3項、高額介護サービス等費は、利用者負担の上限額を超えた場合に、超えた部分の額の給付をするものでございます。

434、435ページをごらんください。上から3桁目にございます5項、特定入所者介護サービス等費は、

施設への入所、または短期入所での食費、居住費につきまして、低所得者負担の軽減に係る給付費でございます。

次に、3款、地域支援事業費につきましては平成18年度に創設された事業でございます。保険給付見込額に対する平成20年度の上限率は3%ということでございます。支出済額は9,100万円余で、対前年度1,650万円余、18.1%の増でございます。

1目の介護予防特定高齢者施策事業費では、備考欄の白丸の介護予防特定高齢者施策事業の3つ目の黒ボツ、介護予防事業委託料につきましては、65歳以上の方に対しまして介護予防のお訪ねや介護予防検診等によって、要支援や要介護になるおそれが高いとされる方に対しまして、運動器、口腔機能の向上や栄養改善、閉じこもり予防等の支援を行ったものでございます。参加人数につきましては146人、延べ参加人数は3,031人ということでございました。

めくっていただきまして436、437ページをお願いいたします。2目介護予防一般高齢者施策事業費、対象者は65歳以上の全高齢者でございます。この介護予防一般高齢者施策事業は437ページにかけてございますが、備考欄の7つ目の黒ボツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料の延べ参加人数は1,946人、次の黒ボツ、地域介護予防活動支援事業委託料の延べ参加人数は5,588人でございました。

2款、包括的支援事業及び任意事業費のうち、1目包括的支援事業費は特定高齢者、要介護状態になるおそれが高い、虚弱な状態にあると認められる65歳以上の方に対する介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業等に係る地域包括支援センターの職員に係る人件費が、おもな内容でございます。一般職員7人、嘱託職員4人分が主な内訳でございます。支出済額は、4,729万円余でございます。

次に、438、439ページをごらんください。2目の任意事業費でございます。備考欄1つ目の白丸、介護相談員派遣事業は、介護保険事業所に介護相談員の派遣を行い、事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする事業でございます。

2つ目の白丸、介護給付費等適正化事業、介護給付費の通知を年4回、延べ8,838件を郵送により行ったものでございまして、3カ月ごとにどのようなサービスをどれだけ利用されたかをお知らせをして、利用者サービス等に間違いがないか、過剰なサービスがなかったか等を利用者に確認していただくものでございます。

次に、440、441ページをごらんください。4款、財政安定化基金拠出金でございます。備考欄の白丸の財政安定化基金拠出金は、法令に基づきまして長野県が設置をするものでございまして、拠出率については算定をするものでございまして、給付見込額の0.1%を基金に拠出するというものでございます。

次に5款、公債費の備考欄の白丸、財政安定化基金償還金は、ただいま申し上げました拠出金の県の同基金から平成17年度に借入れをいたしました1,500万円を、平成18年度から平成20年度まで各年度で償還するものでございます。

次に、442、443ページをごらんください。7款、介護サービス事業費、1項、居宅サービス事業費、1目、居宅サービス事業費でございます。これにつきましては、要支援1、2の方に対しまして、介護予防サービス計画の作成に係る経費でございます。平成20年度末における要支援者数は649人で、対前年度123人、23.4%の増、平成20年度の介護予防サービス計画数は4,014件でございまして、対前年度2,344件、50.3%増加したわけでございます。大幅増となりましたのは、対象者が増加したこと、認定者

の中で、実際に介護予防サービス計画を立ててサービス利用をする方の割合が増加したことによるものでございます。

備考欄の8番目の黒ボツ、指定介護予防プラン作成委託料731万7,500円でございますが、介護予防プラン作成につきまして居宅介護支援事業所に委託したもので、195人分でございます。

次に、8款の基金積立金でございます。444、445ページをごらんください。1目、介護保険支払準備基金積立金は、介護保険支払準備基金の運用利子27万4,727円を積み立てたものでございます。平成20年度末の同基金の残高は8,000万円余でございます。運用の内容等につきましては、この決算書の569ページでございます。

2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、今年度から介護報酬が平均3%改訂されたことに伴いまして、第4期、平成21年度からの介護保険事業計画に係る介護保険の上昇を抑制するための基金の積立金でございます。

以上、歳出でございますが、歳入につきましては、414、415ページをお願いいたします。ただいまの歳出に対する歳入でございますが、第1款の保険料は65歳以上の第1号被保険者保険料でございます。

右の415ページの調停額欄の第4桁目に前年度分調停額がございますが、7億6,340万円余で、対前年度2,190万円余、3%の増で、収納率は98.95%ございました。なお、税制改正に伴う、激変緩和措置に係る保険料の減少は、対象となった方は2,044人で、減収額は1,180万円余でございます。

中段より少し下の、第3款、国庫支出金は9億5,400万円余でございます。

1つ目の黒ボツ、介護給付費負担金は、給付費に対する法定の国の負担率によるもので、6億8,900万円余でございます。

1枚おめくりいただきまして、417ページ備考欄、1番目の黒ボツに調整交付金1億9,584万円余がございますが、これにつきましては、国が負担する25%のうち、20%は定率で交付されるものでございますが、残りの5%相当につきましては市町村ごとの財政の調整を行うものでございまして、平成20年度の交付割合は5.22%ございました。

次の黒ボツの地域支援介護予防事業交付金1,059万円余は介護予防事業に対しまして、国が負担する分でございます。

中段の黒ボツの地域支援包括支援事業交付金1,937万円余、及び任意事業交付金292万円余でございますが、包括的支援事業と任意事業に対する国の法定負担分でございます。

一番下の黒ボツ、介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、介護報酬改定に伴う第1号被保険者の介護保険料の上昇の抑制をねらって設けられた基金に対しましての国からの交付金でございます。

下段の第4款、支払基金交付金11億9,000万円余でございますが、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分でございます。

418、419ページをごらんください。備考欄1番目の黒ボツ介護給付費交付金11億7,400万円余、2番目の黒ボツ地域支援事業交付金1,500万円余は、それぞれ第2号被保険者の法定負担分でございます。

5款、県支出金につきましては、5億6,900万円余でございます。介護給付費地域支援事業に対する県の法定負担分でございます。

420、421ページをごらんください。6款の繰入金でございます。昨日、御説明いたしました一般会計決算にございました市からの繰入金5億5,700万円余でございます。

以上、5つの款が主な歳入でございまして、40億2,890万円余で、歳入全体の98.5%になります。対前年度1億8,900万円で、4.9%の増でございます。

各歳入の、それぞれの備考欄に負担金、交付金、繰入金の交付割合がお示ししてございますが、保険給付費と地域支援事業の歳出分ごとの財源構成につきましては、決算説明資料の87ページの表にまとめてございますので、御参考にさせていただきたいと思っております。

また、歳出中の総務費7,200万円余の財源につきましては、417ページの備考欄の下から5行目のシステム開発事業補助金の30万6,000円余、421ページの4桁目の、その他一般会計繰入金、市からの繰入金でございますが、7,150万円余でございます。それらが主なものでございます。

425ページの9款、サービス収入1,663万円余につきましては、地域包括支援センターの介護予防支援事業者の介護予防計画作成に係る事業収入でございます。

以上、介護保険事業特別会計決算の概要でございます。

委員長 説明を受けましたので、質疑を行いたいと思っております。御質問がありましたらお出しください。

永田公由委員 417ページの歳入の関係で、介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのがあって、その下に保険料軽減分というかたちで書いてあるのだけれども、これはどういう交付金ですか。基金にそっくり積み立てしていると思うのだけれども、何を目的としたものですか。

長寿課長 詳細につきましては係長から申し上げます。

介護保険係長 この保険料軽減分につきましては、今年度、介護報酬が3%アップしたことに伴いまして、介護給付費も必然的に3%上昇されます。それは、保険料を軽減するために国から交付を受けまして、保険料を引き下げるための交付金でございます。以上です。

永田公由委員 対象者は限られるわけですか。それとも全部、オールで、組織にも対応するということですか。

長寿課長 それにつきましても、係長から御説明申し上げます。

介護保険係長 それにつきましては、第1号被保険者、65歳以上の方の保険料を引き下げるためのものがございます。

中村努委員 これは確か第1回目の介護従事者への手当だと思っておりますが、介護報酬ということなのですが、これは、報酬ではなく待遇改善だったと思うのですが。これは、平成21年度について、報酬ではなくて待遇改善で、いろいろなメニューで各事業者が選択できるような基金だったと思うのですが、その辺はいかがですか。

長寿課長 いずれにしても、各事業者さんが、介護報酬の会計につきましては、その体制を整えた事業所については、報酬をその分は上乘せましょうということが示されまして、それに対応した事業所については、当然、報酬が入ってくるという仕組みになっておりまして、何でもかんでも出しますということではなく、それに基づいて、報酬を整えた事業所さんについては報酬が多く入ってまいりますので、そこに従事をしている介護者等の報酬に反映されるであろうということも期待した報酬会計の仕組みになっております。

中村努委員 処遇改善ですから、報酬だけではなくて、スキルアップのための研修費用に使ったり、職員の福利厚生施設に使ったり、そういうことも可能だったと思うのです。現場で働いている方から3%アップを大分期待していたけれど、実際には2,000円しか上がらなかったとか、そういう声を聞いているのですけれども、各事業者が処遇改善でどういったものに使ったのかという事業内容については掌握したものはありますか。

長寿課長 これにつきましては、私どものほうでは、特に内容については把握をしておりません。今後は、県のほうで、そういう内容については今後調査が入ってくるもの、事業所に対して調査が入ってくるものというふうに考えております。以上です。

中村努委員 市の介護保険会計に積立金をして、そこから各事業者が給付費なりなんなりで、何かの申請に基づいて出すというような性格のものではないですか。

長寿課長 そういった性格ではございませんで、これにつきましては、介護保険料として被保険者の方からいただく分のほうに充当される、いわゆる20%分について充当されていくという内容で、それによって、介護保険料の上昇が抑制される。逆に、国を通して体制を整えた事業所さんには、給付費として支払われるという流れになっております。

福祉事業部長 これは、給付費が3%上がったことでして、その3%分が介護事業者に働いた分が跳ね返ってくるというか、報酬費が上がったから職員の給料が上がるというようなことを厚生労働省は考えたのですけれども、その時に、桔梗荘でしたら、介護4、5の人が何パーセント以上入っていなければ該当にならないとか、介護福祉士が何人以上いなければいけないとか、その介護福祉士も3年以上か5年以上か不確かですが、3年以上の人が何人いなければこの報酬のメリットを受けられないという厳しいものがございまして、結局は介護従事者の賃金向上にはつながらない事業だということで、もう1つの事業がここで打ち出されてきておりますので、それは、済みませんが、中柴係長のほうで説明をお願いいたします。

介護保険係長 平成20年度の決算に載っているものにつきましては、今部長が申し上げましたとおり、介護報酬が平均3%といわれていますが、アップしたことに對して、保険料が上がることを抑制するための特例交付金です。中村委員さんがおっしゃった処遇改善につきましては、平成21年度の経済危機対策によるものでございまして、こちらにつきましては、各事業所が介護報酬を請求する時に、国保連にあわせて請求し、国保連から各事業所に払われるものです。国保連から支払われます介護報酬につきましては、県に基金が作ってありまして、県が国保連にその支払いを委託しているものです。これにつきましては、7月に県のほうで各事業所を集めて説明会が行われまして、これからそれに基づいて各事業所が計画を策定し、介護報酬をアップするというもとで給付費を請求することになっていくと思います。それにつきましては、特に市のほうが窓口になっておりませんので、県が国保連に委託し、国保連が事業所に支払うというシステムになっておりますので、よろしく申し上げます。

中村努委員 実際に給料に反映するのは、いつ頃ですか。

介護保険係長 10月くらいからだというふうに聞いております。以上です。

委員長 私から。この介護従事者処遇改善特例交付金というものが設けられたことによって、市として、介護保険料の負担を抑えるのにどの程度役立ったのか、そういうことはいかがですか。

長寿課長 第4期の介護保険事業計画につきましては、平均の標準月額が4,250円ということでしたが、約60円程度を引き下げるほうに寄与したという計算でございます。

太田茂実委員 被保険者はどうですか。介護保険によって老後はされるわけですけど、私はやはり、予防事業というものが一番大切だと思っているのです。この数字を見ていると、予防事業をやっている割合に、結果というか成果というか、その辺はどちら辺で判断したらよろしいでしょうか。

長寿課長 予防事業につきましては、直ちにその結果が出てくるというものではございませんけれども、それにつきましては、今後、細かい検証も必要となってまいります。1つ、認定の更新を受けた方について。

太田茂実委員 認定される前の話だから。

長寿課長 認定前ですか。わかりました。

太田茂実委員 認定されてしまったら、仕方がない。

長寿課長 今のところ、定量的な計測というのはしていないわけですけども、介護予防事業を御利用いただいた方につきましては、アンケートなどを取っているものもございまして、そうした中では、運動器の機能向上に参加した方からは膝が痛くて伸ばせなかったものが伸びるようになりました、でありますとか、体調が良くて杖を忘れて帰るほどでありますとか、今のところそういう感想程度で申し訳ないのですが。

太田茂実委員 例えば、皆さんから出していただいている数字を見ると、介護認定者が合計で平成19年度よりも、逆に、表現が全部ということがあるかもしれないけれども、要介護者が実際ふえているわけです。この辺は、いつになったら、その数字が現れてくるのかなと思うのだけれど。あるいはまた、予防事業に参画した人数がふえてきたとか、そういうことも1つの実績になると思うのです。そういったものを把握されておられるのか、予防事業に参画された被保険者は、数字的に平成19年度よりも20年度が上がってきたと、そういうことがあるかどうか、そういうことを具体的に説明してもらわないと。そうしていくことによって、一般被保険者の関心をさらに高めて、期待につながってくると思うのです。私は、そういうことが大切だとずっと前から思っているのです。数字を示してやれば、たぶん大勢が参加してもらえらると思うのです。なかなか事業に参加しないのですね。その辺のところを少し説明を。

福祉事業部長 私が一番注目している数字は、決算説明資料89ページの(1)ですけども、こちらの一番右端にあります第1号被保険者の認定率というもののなのです。これが、県下、各地で、全国でも違いまして、1号保険者の中でどれくらいの方が認定されるかということですけども、この認定率のパーセントをぜひ低くしていきたい。一番当初、14、15%くらいにもっていきたいという希望もありましたけれども、私は、この認定率が、ある程度の目標値で、これを下げたいというのが、目標値として介護予防事業のほうを頑張らせてやっていきたいと思っています。

太田茂実委員 自分がならないようにしなければいけない。

委員長 済みません、私から。介護予防になると思うのですけれども、いきいき貯筋倶楽部事業だとか、そのほかに特定高齢者施設事業等が行われたと思うのですが、こうしたものに、いきいき貯筋倶楽部だとまだ元気な人かなと思うのですけれども、特定高齢者施設事業になりますと、交通、足の保障とかが必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどんなふうになっていますか。

長寿課長 いきいき貯筋倶楽部におきましては、各公民館等を利用させていただきまして開催しております。

て、御自身の足でも来られる方に参加いただいておりますが、特定高齢者の運動器機能の向上、あるいは、口腔機能改善等につきましては、送迎付きで対応をしているところでございます。

委員長 146人が参加されたというふうに先ほどお聞きしたと思うのですが、これは対象者に対しての参加率はどのような感じでしょうか。

長寿課長 参加率につきましては係長から申し上げます。

介護予防係長 対象者に対します参加率につきましては、約18%の参加率であります。国の基準と言いますか、目標としております人数につきましては、高齢者の方の人数に対します5%ということを一つの目標としておりまして、そうしますと、塩尻の場合につきましては、700人くらいになるわけなのですが、現在、どこの市町村も、そこまではいっていないというような状況でございます。なるべく対象者をふやすということで、今年につきましても、各対象者につきまして電話等で積極的に参加を呼びかけているところでございます。以上です。

委員長 やはり高齢者の方たちがこうした事業に参加する時に、地域振興バス等も利用されることは可能ですが、振興バスにたどり着くまでも大変という人もいますので、ぜひそういう対応も図っていただいて、多くの皆さんが介護予防に参加できるような取り組みを行っていただきたいと思いますので、要望です。

太田茂実委員 いつも気になる場所ですが、特養の待機者というのはどのような状況でしょうか。

長寿課長 特養の待機者につきましては、松塩筑木曾老人福祉施設組合、あるいは塩嶺福祉協会の特養の待機者のところで申し上げておりますが、この3月30日現在で、県のほうで名寄せによりまして取りまとめたものによりますと、約240の方が待機者ということでございます。

太田茂実委員 松塩筑木曾の管内でということだね。

長寿課長 そうではなく、塩尻市に住所をお持ちの方で、塩尻市の方で特養に申し込みをして待機をされている方が240人ということでございます。

太田茂実委員 私も聞いたことがあるのですが、待機者の中にはかなり軽度の状況の中でも申し込みを、要するに、順番取りだと、悪い言葉で言えば、そういう方があるやに聞いているわけです。ところが、実際に、介護度が突然に4、5になってしまったというような場合でも入れないというケースがかなりあるのだというふうに聞いていますけれども、その点は、どういう対応をしておられるのですか。

長寿課長 各々の申し込みをされた方の入所につきましては、松塩筑木曾老人福祉施設組合、あるいは、各々の社会福祉法人の入所基準が定められておりまして、その中で決めていただいているということでございますけれども、松塩筑木曾老人福祉施設組合につきましては、もちろん、要介護1以上の方は申し込みが可能なものですから、おっしゃるとおりで早めに申し込みをされている、早めと言いますか、早くとお考えの方もいらっしゃると思いますが、その基準の中では、まず、介護度の重さと、家庭に介護してくれる方がいるかないか等によって優先順位を決めておりますので、早く申し込んだから、緒につき、早く入れるというものではなく、優先度の高い方から対応いただいているということで伺っております。

太田茂実委員 現実には、そうではない、本当に。そういう時には、今度は市議員にくるわけだから。そういうようなことがあったようだから。だから、そういった現実があるということだけはぜひ胸に置いてほしいなと思います。

永田公由委員 一般会計からの繰入金の関係ですけれど、これは、一応、法定の繰り入れという解釈で良いですか。

長寿課長 基本的に給付費に関しましては、法定の率による繰入金でございます。あと事務費、人件費につきましては、法定と言いますか、それを補うための繰入金ということでございます。

永田公由委員 職員給与費の場合、この決算書でいくと、職員の給与手当を入れて3,700万円で、そのうちの1,700万円が一般会計からの繰り入れになっているのだけれども、こういうものというのは、上から上位法で決まっているのか、それとも、市の中で繰り入れていっているのか。

長寿課長 給付費につきましては国で定めたものがございます。人件費につきましては、どういう人員配置をするかということに対する繰り入れでございますので、それについては、国で特に定めたというものではございません。ただ、この介護保険事業につきましては、特別会計を持っているわけでございますので、それに要する人件費については別に算定をして繰り入れをし、別に算定と言いますか、その収入の内容を明らかにして繰入金という形でわけているということでございます。

永田公由委員 それは、市の中で決めているということですね。

長寿課長 はい、市の中で決めたということでございます。

永田公由委員 決算説明資料の91ページの介護保険料の年度別収納状況の中で、滞納繰越分の収納額が前年対比で5%以上、下がっているのだけれども、この主な理由というのは何ですか。

長寿課長 滞納繰越分につきましては、前年度からの滞納が翌年度に繰り越されたものに対するものでございますけれども、これにつきましては、各々お願いをしているわけでございますが、前年度分に比べますと、平成20年度は、おっしゃるとおりで大幅に落ちてしまいました。原因につきましては、個々にはあれですけれども、まず、私どもが先にお願いをしているのは、現にサービスを受けている方を優先的に1割負担から3割負担にならないように、そういった方を優先的にやっていたこともございまして、率としては下がってしまいました。要因としましては、支払いのほうがふえてきたというふうに考えております。以上です。

永田公由委員 だけれど、ほとんどこれは年金からの引き落としでしょう。違いますか。年金からの引き落としというのは何パーセントですか。その辺から説明を。

長寿課長 今の特別徴収の割合につきましては、係長から申し上げます。

介護保険係長 特別徴収、年金からの引き落としにつきましては、ほぼ100%でございます。滞納繰越になる原因としましては、特別徴収ができない方、年金額が年額で18万円以下の方については特別徴収にならないものですから、そういう方たちが普通徴収という形で、こちらから納付書をお送りして納めていただく方になります。主な方たちは、そういった普通徴収、特に収入の少ない方たちが滞納になる、また、65歳になりましても、すぐに特別徴収、年金からの引き落としができないものですから、その間に滞納になってしまうということでございます。係といたしましても、65歳以上の方で年金から引き落としができない方につきましては、個々に通知をいたしまして、滞納にならないよう御説明申し上げていきたいと思っております。それから、あとは、年金からの借り入れ等を行っていて特別徴収ができないという方もこの中に含まれております。以上です。

永田公由委員 長期というか、単年度ではなくて何年かにわたって滞納されている、滞納者というのはだい

たいそういう方だと思うのだけれど、何人くらいいるのですか、市内で。

長寿課長 係長からお答えいたします。

介護保険係長 済みません、今細かい資料を持っておりませんので、のちほどでよろしいでしょうか。済みません。

永田公由委員 よろしいです。その年金額が18万円以下という人の介護保険料というのは、月どのくらいなのですか。

介護保険係長 第4期計画におきましては、年金額が80万円以下の方の区分を設定しまして、月額相当額が1,997円ということになっております。第2段階です。

永田公由委員 これは、低い人も一律同じということですか。

介護保険係長 今年度、とりあえず、第4期におきましては、1段階から10段階まで設定してありまして、第1段階では生活保護を受給している方、それから、老齢福祉年金を受給している方が第1段階で、1,997円ということになっています。第2段階の方におきましても、第1段階と同様の額ということで1,997円と設定してありますので、第1段階と第2段階の方の額は同額となっています。なお、第4期の基準額は4,250円ということになっておりますので、だいたい半分以下ということになっています。以上です。

中村努委員 決算資料の89ページのサービス利用内訳ですが、施設サービス利用が、平成19年度と平成20年度で38人減になっていますが、この38人の方というのは、お亡くなりになったという意味ですか。

長寿課長 3月31日現在で退所をされた方ということで、死亡された方それから退所をされた方ということで、両方あわさった数字ということになります。平成20年度は3月31日でぐっと減ってはいるのですけれども、その後また入所されている方もふえておりまして、数についてはまた元に戻ってきております。確かに死亡された方と退所された方ということになります。

中村努委員 施設サービスというと特養・老健療養型ですけども、今度のグループホームは居宅サービスのほうに分類されるわけですか。

長寿課長 施設サービスは、実際の利用形態は施設サービスになりますけれども、高齢者のグループホーム、あるいは有料老人ホームについては、居宅サービス系のほうで分類をして数値を出しております。

中村努委員 サービス区分については、法律が何かで、そういうふうにしなさいと決まっているのですか。

長寿課長 サービス区分の給付費でいきますと、歳出の、例えば431ページをごらんいただきますと、この中で3番の施設介護サービス給付費とあるものが今の介護保険で、431ページの上段から4つ目の施設介護サービス給付費が、この制度が始まったときから特養・老健療養型に施設サービスとして区分されてきたものでございます。その後、制度改正等によりまして地域密着型サービスなどが生まれてきたわけですが、その中にグループホームが入っております。グループホームは、制度開始当初は居宅介護サービス費というほうに分類されておりましたが、平成18年度から地域密着型サービスのほうに入ってまいりまして、地域密着型サービスにつきましては、グループホームでありますとか、小規模多機能施設なども両方入っております、分類上は地域密着型サービスということですが、過去からのサービス利用の内訳を作る中では、施設介護サービス費は特養・老健療養型、この給付費を出しているところを施設サービス費と分類をし、それ以外は居宅費というまとめ方をさせていただいております。以上でございます。

中村努委員 要望なのですが、在宅でみている方がどのくらいで、施設、グループホームを含めて介護されている方がどのくらいかという数字を分けてほしいので、もし、厳密な決まりがなければ、そのような分け方も今後検討していただきたいと思います。

長寿課長 分類の仕方は、また、検討させていただきたいと思います。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、議案第7号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。時間がずれましたが、ここで10分間、1時35分まで休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

議案第19号 塩尻市市民交流センター条例

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。塩原政治委員につきましては、公務のため他へ出かけていますので欠席です。

議案第19号塩尻市市民交流センター条例についてを議題といたします。説明をお願いします。

市民交流センター開設準備室長 それでは、塩尻市市民交流センター条例について説明させていただきます。始めに、議案関係資料の56ページをごらんいただきたいと思います。まず、提案理由につきましては、中心市街地活性化基本計画に基づき、知恵の交流と活発な市民活動及び様々な分野における有機的な連携により、中心市街地のにぎわいを創出し、まちづくりを担う人材を育成する場を創造するとともに、それらの活動を総合的に支援するため、塩尻市市民交流センターを設置することに伴い、新たな条例の制定をお願いするものであります。

条例の概要につきましては、市民交流センターの設置、管理等につきまして必要な事項を定めるものであります。

また、資料57ページから61ページに条例の新旧対照表が載っていますが、これにつきましては、交流センターの条例の制定に伴い、改正が必要な関連する条例をあわせて改正するものであります。

また、条例の施行日につきましては、交流センターの開館日となります。しかしながら、現時点では開館日が決定しておりませんので、規則で定める日としているものであります。

次に、条例案を御説明いたします。本日、お手元にお配りしてございます資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料につきましては、点線で囲まれた部分がございますが、これにつきましては、条例の施行規則とする予定のものです。なお、様式については省略させていただいております。

それでは、条例案第1条でございますが、地方自治法第224条の2第1項の規定に基づきまして、塩尻市

市民交流センターの設置、管理等に関しまして、必要な事項を定めるものとする本条例の趣旨を規定しているものでございます。

その下になりますが、規則案第1条でございますが、このセンター条例の施行に関しまして必要な事項を定めるものとしております。

条例案第2条につきましては、第1項で交流センターの設置目的、名称、位置等について定めております。また、第2項につきましては、施設構成といたしまして、第1号で塩尻市立図書館、第2号で塩尻市子育て支援センター、第3号で活動支援施設、いわゆる貸館の部分でございます。この3つとするということで規定しております。

その下の規則案でございますが、第2条で休館日を定めております。この内容につきましては、休館日を水曜日、それから年末年始、ただし書きの部分で変更をすることができるとしているものでございます。

また、その下になりますが、規則案の第3条につきましては、使用時間をうたっておりまして、午前9時から午後10時まで。また、ただし書きの部分で変更をすることができるとしているものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。条例案の第3条でございますが、使用につきましては、市長の許可を受ける。その受けた事項につきまして、変更または取り消しをする場合につきましても同様に許可を受ける。

また、第2項の部分でございますが、許可をする際でございますが、管理上必要な条件を付することができるとしているものでございます。

それから、その下の点線の部分でございますが、条例案第4条でございます。申請をする場合につきましては、使用許可の申請書、今回、様式は省略してございますが、それプラス必要と認める書類を添付して提出をしていただくということになっています。

その下の第5条につきましては、その許可をした場合につきましては許可証を交付するとしたものでございます。

条例案の第4条につきましては、入館及び使用の制限を規定しております。交流センターを使用しようとする者、その他入館者が、下の各号に該当する場合につきましては入館を拒み、または前条の許可をしない、としているものでございます。

条例案第5条につきましては、使用許可の取消し等をうたっております。使用者、あるいは、その他入館者が下の1号から4号に該当すると認めた場合につきましては、許可を取り消し、もしくは使用を停止させ、または退館を命ずることができる、としております。また、この場合におきまして、使用者、その他入館者に生じた損害につきまして、市長はその責めを負わないとするものでございます。

第6条につきましては使用料を規定しております。これにつきましては、9ページに別表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。9ページの表の一番左にございますのが、貸館する部屋の名称でございます。

それから、使用料につきましては区分が3つございまして、午前、午後、夜間。それから、冷暖房費につきましては、1回のものということで定めてございます。この使用料につきましてはこれまでも御説明してまいりましたが、総合文化センターの1時間あたり1平方メートルの単価を基本に算定したものでございます。

次の10ページをごらんいただきたいと思います。上から3つ目でございます。展示用壁面、これにつきましては、特徴的な構造体であります壁柱、これの利用を考えているものでございまして、1区画1日50円で、これは大きさにしてございますが、1.25メートルを基本として1日50円としているものでございます。

また、市民サロンが3階にあるわけでございますが、それを専用する場合につきましては、床面積1平方メートルにつき1時間当たり3円ということで定めております。

それから、備考欄をごらんいただきたいと思います。備考欄の1でございますが、これまでの使用料につきましては一般の利用ということでございまして、これを営業のために使用する場合につきましては、冷暖房費を除いて、その2倍。それから、備考の2でございますが、営業であり、なおかつ、入場料、その他これに類する料金を徴収するというものにつきましては、この4倍。それから備考3でございますが、冷暖房費の1回の意味でございますが、午前、午後、夜間をそれぞれの単位とするということでございますので、1日いた場合はその3倍ということになります。

それでは、資料3ページにお戻りをいただきたいと思います。3ページの一番上でございますが、規則案の第6条になります。使用の変更または取消しをする場合でございますが、これにつきましては、使用期日前の14日までに申請書を提出し承認を受けなければならない、というものでございます。

また、7条につきましては、使用料の納入の関係でございます。基本的には、許可証が交付されるときに納付をいただくわけでございますが、必要と認めた場合、例えば、国や県等の場合につきましては、使用後に使用料の納入をすることができるとしているものでございます。

それから、第7条につきましては、使用料の減免の規定でございます。使用料を減額し、または免除することができるとして、その規定を盛っております。

その下が規則案の第8条でございますが、その減免の申請につきましては、減免申請書を提出をいただくということ、あるいは、必要な書類を提出いただいて、減免申請書を交付するという手続きが書いてございます。

その下になりますが、条例案の第8条につきましては、使用料につきましては還付をしない。ただし書きがございまして、下の3号にあたる場合につきましては、全部または一部を還付することができるものとしてございます。

4ページをお願いしたいと思います。4ページにつきましては、ただいまの条例第8条のただし書きの部分の還付の額を書いてございます。それぞれ100%からの率を掛けて出すということを定めてございます。

それから、その還付を受けようとする場合でございますが、様式等を定めてございますので、それによって承認を受けなければならないとするものでございます。

条例案の第9条につきましては、原状回復の義務。

第10条につきましては損害賠償について規定をしております。

規則案の第10条につきましては、遵守事項につきまして列記をしております。

条例案の第11条、運営協議会の設置を規定したものでございます。第2項の部分で定員を15人以内、また第3項のところ委員構成をうたっております。委員構成につきましては、識見を有する者、それから、5ページにいけますが、サポート組織に属する者、その他市長が認める者としております。

第4項につきましては、委員の任期の部分がございますが、任期は2年、補欠委員の任期につきましては前

任者の残任期間、また、再任を妨げないとするものでございます。

その下になります。規則案の第11条につきましては、運営協議会の役員と会議についてを規定しているものでございます。

条例案12条につきましては委任、また、規則案の12条につきましては補則を、それぞれ定めたものでございます。

その下に、附則の部分がございまして、まず、施行期日に関する部分でございまして、第1項につきましては、条例の施行期日を定めるものとしておりますが、冒頭で申し上げましたとおり、規則で定める日から施行するというものでございます。

それから、第2項につきましては準備行為をうたっております。この条例を施行するために必要な準備行為、例えば、貸館の予約等でございますが、そういったものにつきましては、同日前についても行うことができるとしております。

また、規則案の附則の中では、やはり、施行期日の部分をうたっております。準備行為に係る部分につきましては公布の日から施行するというふうなうたわせていただいております。

それから、附則の第3項以下につきましては、関連する条例の整備ということでございまして、まず、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の別表第2の関係につきましては、6ページのほうにわたりますが、条例第11条で盛ってございます運営協議会の委員の部分を加えたものでございます。

附則の第4項の部分につきましては、塩尻市立図書館条例、第2条第1項の部分に位置が載っておりますが、その位置の変更をするものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。7ページにつきましては、図書館管理規則の一部を改正する規則案でございまして、これにつきましては、教育委員会規則になりますが、管理規則の一部を改正するというものでございます。まず、第5条の関係でございまして、これまでの書きようと変わっております。日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日につきましては、午前9時30分から午後6時まで。また、月曜日から金曜日につきましては、午前10時から午後8時までということで変更をさせていただいております。

それから、第6条の関係がその下にうたっております。これは、休館日を、えんぱーく全体と同じようにということで、市立図書館につきましては休館日は水曜日ということでございます。

一番下の第5項につきましては、基金条例の別表の中に知恵の交流基金がございまして、これの目的及び使途の部分に、(仮称)市民交流センターという記述がございまして、これを塩尻市市民交流センターに改めるものでございます。

それから、8ページをごらんいただきたいと思います。附則の第6項でございまして、塩尻総合文化センター条例につきましては、これが構成する施設から塩尻市立図書館を削るものでございます。

それから、第7項につきましては、塩尻市子育て支援センターの位置を定める部分につきまして改正をするものでございます。

それから、その下に規則案が載っておりますが、これにつきましては、休館日の部分を水曜日とするものでございます。以上、簡単でございまして、説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員から質問がありましたらお出しください。

太田茂実委員 特にはないのですけれども、図書館の開館時間が月曜日から金曜日まで、午前10時からとなっていますけれども、例えば、以前に言ったサマータイムではないけれども、夏場は1時間くらい早くして、冬場はこれでもいいかなと思うのですけれども。そうしないと、利用者に対する利便性が図れるのではないかと思います。どのようなものでしょうか。

図書館長 例えば、全国の図書館で、夏場サマータイムを設ける、それから、例えば降雪地帯などでは、冬には早く閉めると、そういった時期に応じた形で開館時間を変更している図書館もございます。今回の条例にあたりましては、一応、基本的な時間という形でお示しをさせていただきまして、それがオープンした後、利用動向とかそういったもので、時間帯に応じて開館というものが見えてくれば、その段階では検討する余地があるかなとは考えてはおります。

太田茂実委員 多くの市民、あるいは、利用者が利用していただかなければいけないものですから、そういった面で、今から決めておいても別に支障はないというふうに思いますが、どのようなものでしょうか。

図書館長 御指摘の内容につきましては、開館、休館日の調整というのは、図書館に関しましては、図書館長の指揮の中で変更というのも可能でございますので、それについては、鋭意市民の方々の御意見をちょうだいしながら参考にしてやって、調整することは可能でございます。

太田茂実委員 館長が、そう言えば仕方がない。

金子勝寿委員 4ページの運営協議会についてですけれども、ここが基本的にセンターの運営の最高意思決定の形になるのですか。それとも、何かほかに作るのか。運営協議会の位置づけ、機能、それから権限の説明をお願いします。

市民交流センター開設準備室長 昨年5月に設定させていただきました運営管理方針の中でも計画を出しておりますが、どのような事業をやっていくのか、あるいは、市民の皆さんから事業提案あったものをどのように考えていくのかということ協議するところが運営協議会でございます。これにつきましては、これから立ち上げていくわけでございますが、全体の方向性を協議いただく機関ということで、意思を方向づけるものというふうに位置づけております。

金子勝寿委員 たぶん立ち上げの時、いろいろ出てくると思うのです。具体的には、人選等はどの程度まで進んでいるのか。

市民交流センター開設準備室長 実は資料の中で、御説明の中でアドバイザー会議というお話を差し上げたのですが、実はアドバイザー会議につきましては、既に2月に設置をしております。現在、大学教授等を含めまして7名の方に会議の委員となつていただいております。これプラス、現在えんぱーくらぶという中から、企画に入っていきたいという方の希望を取りまして、その中から選んでいくというところでございます。

金子勝寿委員 運営協議会の3、(3)で、その他市長が認める者とあるのですが、これは具体的に公募にしていくのか、それとも、たたき台とかがあれば。

市民交流センター開設準備室長 実は、えんぱーくらぶのお話を今差し上げたわけなのですが、えんぱーくらぶは、まだ会長とか、そういった部分が決まっております。その段階でございますので、そういった部分、あるいは、市民の皆さんの声を拾ったほうが良いという御意見がこれから出てくるとすれば、そういった部分

を拾うという意味で第3号のほうを書いています。

金子勝寿委員 2号のほうに、えんぱーくらぶが入るのかなと、私は今簡単に解釈したのですが、そうではなく、3号のほうに入るということで良いのですか。

市民交流センター開設準備室長 失礼いたしました。少し説明があれてでしたが、2号のほうで、先ほど言いましたサポート組織プラスその長のほうでございまして、3号につきましては、市民の声を、もし拾うということが必要であれば、そういったことを公募でやるのかどうなのかというのは、まだ定めてございませんが、そういった部分を拾っていきたいということでもあります。

中村努委員 10ページが一番最後の備考ですが、営業のためかどうかという判断は、自己申告なのか、運営協議会が判断するのか。入場料ではなくて、物販をするといった場合も、それは2番に該当するのか。あと、冠婚葬祭の扱いをどうするのか、その辺を。

市民交流センター開設準備室長 営業の部分につきましては、作る時にもいくつか議論がございました。営業の定義につきましては、利益の得る目的で同種の行為を継続的、反復的に行うことについてやるのが営業の定義です。例えば、営利法人である会社法の規定によるようなものにつきましては、営業という判断をしたらどうかと。例えば、株式会社とか、合名会社、合資会社等でございます。これに関しまして、例えば、NPO法人等のものをどうするのかというお話がございまして、NPO法人につきましては、定款の定めによりまず利益金または剰余金の配分等ができないということでございますので、営業には該当しないということでございますので、判断につきましてはそこら辺かなというふうに考えております。これにつきましては、先ほどの運営協議会、もし迷うような部分があったら、そういったところへはかるということがございます。

もう1つの利用の細かい部分でございますが、総合文化センター、あるいは、レザンホールにつきましても、内規等で、そこら辺が検討されて規定になっているわけでございますが、内規の中身につきましては、まだ十分の検討はしてございません。ただ、考え方といたしましては、できるだけ多くの方に利用いただくという方向で進めていきたいということでございますので、項目を出して、これについては良いというところまで定まっているわけではございませんが、できるだけ広い利用を求めるという方向で検討している段階でございます。

中村努委員 そうすると、営業のためかどうかというのは、借りる主体がどういうところかで決まるということではないですか。

市民交流センター開設準備室長 基本的にはそういうことでございます。と言いますのは、もしそうでないとしますと、会議に全部ついていて、その行為が本当に営業に当たるのかどうかという部分まで踏み込んでいかないと、難しい部分が出てきてしまいますので、基本的な判断といたしましては、先ほど申し上げました、営利法人であるか否かというところを基本として進めていきたいと思っております。

中村努委員 確認なのですが、例えば株主総会を開きたいから貸してくれといったようなケース、これも営業のための使用ということになるわけですか。

市民交流センター開設準備室長 基本的には、その会社の方が申請してまいりますので、それにつきましては営業という判断になるかと思えます。

永田公由委員 2ページの入館及び使用の制限というところで、これは当然もう少し、第4条に1、2、3とありますけれど、もっと具体的に施行規則の中で決めていくわけですか。それとも、こういったある程度漠

然としたものでいくわけですか。

市民交流センター開設準備室長 非常に細かい部分につきましては、たぶん内規のほうでさらに検討を進めていくことになるかと思いますが、基本的には、抽象的な書き方をさせていただきますが、この1号から3号で、一般的に想定できる部分についてそういうような判断というふうに考えております。

永田公由委員 条例はこの程度で良いと思うのだけれど、今言われたように中に入った場合、例えば、今、中村委員が言われた営業でも、普通の営業と、例えばマルチだとか催眠商法だとか、いろいろなものを市の交流センターの中でやるというと、市の施設でやるからといって安心して高齢者の方たちが来てしまいますよね。そういうものをどういうふうに見極めていくかということ。それともう一つは、暴力団の関係で、あれだけの施設になってくると、架空の名前を使って借りて、出所祝いだとか、いろいろなことに使われる可能性もなきにしもあらずなので、その辺はきちんと決めておいてもらったほうが、断るにしても、反社会的な団体には貸し出さないというふうにうたっておいたほうが良いと思うし、今言ったように、マルチとかそういった商法に関しても、うたえるものはうたっておいたほうが良いと思います。その辺は検討してください。

太田茂実委員 4ページの遵守事項の中で、子育て支援の施設がありますね。その場合に、飲食という言葉を入れてあると、子供も飲食ができない。そういうことで解釈するのか。それから、8番目の、今ペットブームで、小型犬を可愛がっている家庭が多いのだけれど、その場合にペットを持ち込むのかなということがあるので、その点はどういう処理をするのか。

市民交流センター開設準備室長 飲食の関係につきましては、この前もお話をさせていただきましたが、基本的に3階の部分につきましては、ペットボトルとか、あるいはスナック菓子等はOK。それから、5階の部分につきましてはイベントホールということでございますので、塩尻のワインとか地酒を飲むこともOKということでこれまで考えております。たぶんその部分につきましては、内規のほうで規定させていただくことになるかと思いますが、基本的には3階部分には調理をできる部分もございますので、食べることにしましては、割合、緩やかな考え方を今までもしております。

それから、ペット類でございますが、例えば、盲導犬とか、そういったものにつきましては、当然に入館をできるものと考えておりますが、個人によって、これは自分が可愛いと思っても、ほかの方に別のものをイメージさせるとすれば、それは少し本筋と違うのかなというところでございますので、そこら辺を基準に考えさせていただければと思っています。

太田茂実委員 室長と私の話になってしまうけれど、その場合になった時に、例えば許可したものは良いとか、そういうようなただし書きか何かにしておいたほうが良いのかなと思うのだけれども、どのようなものか。全然だめだというのなら、盲導犬以外のものは、という解釈になるだろうけれども。今、小さいチワワだとか、可愛がっている家庭が結構多いものだから、抱いてくる可能性というのはあるのではないかと思う。だから、ただし書きがあったほうが柔軟に対応できるのではないかなと思うのだけれど。

市民交流センター開設準備室長 委員のおっしゃるところにつきましては、内容はわかりました。ただ、この施設自体がいわゆる市民交流センターで公益的な部分を担う部分がございますので、そこら辺につきましては、お互いに了解があってやれる部分、判断を細かくしだしますと、相当な手数等もかかると思いますので、原則的にはこういった部分であります。ということでは基本にしたいというふうに考えております。

永田公由委員 何を基本にするのか、持ち込み禁止を基本にするのか。持ち込まないということですか。

委員長 持ち込まないことですね。

永田公由委員 これは、全館禁煙ですか。

市民交流センター開設準備室長 全館禁煙の予定でございます。

永田公由委員 それも、うたわなくてははいけない。

市民交流センター開設準備室長 たぶん、たばこをお吸いになる方もいらっしゃると思いますし、市が取得する部分以外につきましては管理規則のほうで考えておりますが、例えば、自分のところの中で吸うものについてはこちらで定めることではございませんので、それぞれの判断でということでございます。部屋の外に出るところにそういうことも可能なものを、部屋の中ではなくてです、そういったものを考えたほうが良いのではないかなという御意見はいただいております。

中村努委員 先ほどの太田委員の続きですけれども、現在の子育て支援センターではおやつを出すだとか、自分たちで持ってくるとか、そういうことはあるのですか。

子育て支援センター所長 現在は、おやつは可能となっております、狭い場所ですけれどもコーナーを設けて、食べていただいております。ただ、食事に関しましては、過去にいろいろなケースがございます、きちんとした食事を取らずにずっと1日いたとか、乾パンだけで1日過ごしていたというような親子も見受けられまして、そのようなケースを、お子さんたちの子育ての状況に関して立ち入る状況ではないということで判断させていただいて、数年前から時間を設けて、12時半までには食事を構内でしていただいたら、1回お帰りいただくという形にさせていただいております。以上です。

中村努委員 今度の子育て支援センター、児童図書館等と、ほぼ境がないような状態になるわけですね。出たり入ったり。子育て支援センターでは、そういったことは継続してやっていくということによろしいですか。

市民交流センター開設準備室長 基本的には、今、お話のあったとおり、子育て支援センター部分につきましては今までどおりで、図書館の部分につきましても今までどおりで、飲食ができないという考えでございます。

委員長 よろしいですか。それでは、ほかにないようですので、議案第19号塩尻市市民交流センター条例について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号塩尻市市民交流センター条例については、原案のとおり全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

では、休憩に入ります。午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 再開

委員長 それでは、休憩をといて再開したいと思います。午前中の部で、課長お願いします。

長寿課長 介護保険事業特別会計で午前中のお話の中で、滞納繰越となったものの人数、あるいは、その人たちが所属しております段階について少しお話をさせていただきます。ことしの3月31日現在で滞納繰越と

なった人数につきましては421人でございます。そのうち、情状的な段階よりも低いとされた方の所属状況が140人、逆に、高いとされた方は166人いらっしゃいまして、この中の高いとされた方につきましては、何らかの形で特別徴収になっていない方でありますので、この方たちに対する対応を、今後、強くしてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いたします。以上です。

議案第26号 財産の取得について

議案第27号 財産の取得について

議案第28号 財産の取得について

議案第29号 財産の取得について

委員長 それでは、次に進みます。議案第26号、そして、議案第27号、議案第28号、議案第29号まで、財産の取得について一括して説明を受けたいと思いますのでお願いたします。

市民交流センター開設準備室長 それでは、議案関係資料の76ページをごらんいただきたいと思います。議案第26号から第29号につきましては、市民交流センターの備品購入につきまして、財産購入をお願いするというものでございます。提案理由につきましては共通でございますので、塩尻市市民交流センターに設置する備品を買い入れるため、その財産の取得につきまして、議会で議決すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会に議決をお願いするものでございます。

経過等につきまして、若干、説明させていただきます。備品の購入につきましては、7月中旬までに庁内的な検討あるいは手続きを経まして、7月31日の市街地活性化特別委員会で備品購入の基本的な考え方を協議いただきました。その協議の内容でございますが、3点ございます。1つは発注方法についてということございまして、地域経済の活性化及び地元業者育成を考慮いたしまして、市内の本社または本店を有する業者、9業者でございますが、それを指名する指名競争入札とするという点。それから、複数の業者が受注できるようにということで、入札を4つに分け、1抜け方式ということとする、ということが、まず1点目でございます。

それから、2点目で発注時期でございますが、家具につきましては、数量、金額とも、ともに大きいものでございます。また、一部の備品につきましては、建築にあわせました特注品等もございますので、その製作に時間が必要ということもございます。したがって、納期の半年前に発注をするという点。それから、備品につきましては、今回お願いしている家具以外にもございますが、備品のうち議会の議決が必要な家具の発注を選考して行う。これが2点目でございます。

3点目は、議会の議決の関係でございますが、先ほど申し上げました条例第3条の規定によりまして、予定価格が2,000万円以上の財産取得につきましては、9月の定例会で議決に付すという点でございます。

この3点を基本的な考え方とさせていただきます。8月に入りまして7日に入札、それから12日に仮契約を締結してございます。経過につきましてはそういう内容でございます。

資料の76ページに戻っていただきまして、まず、26号の関係でございますが、概要のところをごらんいただきたいと思います。取得財産につきましては、市民交流センターの備品、いす等1,627点。取得の金額につきましては5,491万5,000円でございます。取得の相手方につきましては、株式会社丸文塩尻

書店。

次に、資料77ページをごらんいただきたいと思います。議案の第27号でございます。概要のところをごらんいただきたいと思います。取得財産につきましては、市民交流センターの備品、ベンチ等78点でございます。取得の金額につきましては4,084万5,000円、取得の相手方につきましては、株式会社ヒライデでございます。

78ページをお願いいたします。同じく概要の部分になりますが、市民交流センターの備品、展示ケース等124点でございます。取得の金額につきましては2,572万5,000円、取得の相手方につきましては、林文具店でございます。

同じく、79ページ、議案29号をごらんいただきたいと思います。概要の部分、取得財産につきましては、市民交流センターの備品、キャビネット等の446点でございます。取得の金額2,184万円でございます。取得の相手方につきましては、株式会社マルナカでございます。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員の皆さんから御質問がありましたらお願いします。

太田茂実委員 これは、入札で決まったわけですか。入札ですね。

市民交流センター開設準備室長 はい。

太田茂実委員 その状況を教えてください。

市民交流センター開設準備室長 入札の状況でございますが、先ほど申し上げましたように、4つに分けて1抜け方式ということでございます。議案26号の関係につきましては、いす等1,627点ございますが、入札が1回で落ちております。それから、議案27号につきましては、入札回数が2回、それから見積りによるものが2回でございます。議案の28号につきましては、入札が2回。それから、議案の29号につきましては、入札が2回、見積りが1回でございます。

太田茂実委員 状況だから、応札者が何人で、1回目は何人と、金額を良しとするというわけだけれども、2回の場合は、1回目はいくらで、2回目はいくらか、そういうことを教えてほしい。

市民交流センター開設準備室長 係長のほうから申し上げます。

市民交流センター開設準備担当係長 まず、議案26号の関係でございますけれども、指名業者は9業者でございます。第1回目でございますけれども、9業者のうち1業者が辞退の札を入れております。8業者が応札いたしまして、5,491万5,000円で、税込みでございますが、1回で落札という結果でございます。

次の議案、27号につきましては、まず、1業者、先ほど1つ目で落札いたしました丸文塩尻書店が抜けまして、8業者が入札に参加してございます。1業者が辞退の札を入れております。1回目の最低価格が、ここからは税抜きにさせていただきますが、2回目につきましては、辞退の札を入れたところが3業者、応札した者が4業者でございます。それで、その時点の最低価格入札者に対し見積りを2回行い、落札いたしました。

3件目、28号でございますけれども、今までに取りました丸文塩尻書店及び株式会社ヒライデにつきましては入札に参加してございません。したがって、7業者でございますけれども、1業者が辞退の札を入れてございます。2回目に辞退の札を入れたのが3業者、応札したのが3業者で、最低価格の林文具店に落札してございます。

最後、29号でございますけれども、1抜けで3社でございます。したがって、6社が入札に参加してご

ざいますが、やはり、1業者が辞退の札を1回目は入れてございます。2回目につきましては、5業者のうち3業者が辞退の札を入れてございまして、2業者で入札が行われました。最低価格の社と1回の見積りをしまして、その時点で落札を決定したという経過がございます。

太田茂実委員 今の関連で。入札経過書は出してもらえますか。

市民交流センター開設準備担当係長 契約系のほうと相談させていただきまして、対応させていただきたいと思っております。

委員長 では、後ほどその結果は得られるということでしょうか。

太田茂実委員 全部持ってきてほしいのですが、大まかな品物のカタログのコピーとか、文章だけだと良くわからないので。例えば、主だった演台はどういうものであるとか、いすはどのいすだとか、相当、点数も多いわけだけど、そういうことを明らかにしてもらえないですか。文字だけでは少しわからないから。

市民交流センター開設準備室長 点数も、かなり膨大なものになりますので、すべてというわけにはいかない。

太田茂実委員 主だったもので良いですから。

市民交流センター開設準備室長 例えば備品等の拾いで、このようなものはございますが、回覧させていただいてよろしいですか。

副委員長 今回、発注したものは既成のものか、それとも、特注品のものがあるのか、その点はどうですか。

市民交流センター開設準備室長 既製品も特注品もございます。

委員長 回せるようでしたら、回して。

市民交流センター開設準備室長 経過書を含めて回覧させていただいてよろしいですか。

金子勝寿委員 経過書は出してもらったほうが良い。

委員長 経過書は出せるかどうか確認して、出してもらいたい。

市民交流センター開設準備室長 経過書を回覧させていただきます。

委員長 資料は回覧されておりますので、その間、そのほかの質問がありましたら。

副委員長 入札の落札率を教えてください。

市民交流センター開設準備室長 議案26号につきましては、落札率は100%でございます。27号につきましては、99.49%、28号につきましては97.61%、29号につきましては98.11%でございます。

中村努委員 最初の9業者の指名ですが、どういう基準で指名されたのかということと、1回目の入札で全て1業者が辞退ということですが、いつも同じ業者なのですか。

市民交流センター開設準備室長 先ほども少し御説明させていただきましたが、市内に本社または本店を有するものということで9業者を指名させていただきました。辞退の者は同じ者です。

中村努委員 先ほどの説明で市内の業者というのはわかるのだけれど、普通、建設工事の場合は、いろいろな条件があるではないですか。実績だとか、点数だとか、そういったものがあるのだけれど。これは、ほとんど家具、備品ですが、株式会社ヒライデさんだけですか、いわゆる家具屋さんというのは。ほかのところは文具屋さんですね。その指名の基準というのは、どういうふうにしたのかということ。

市民交流センター開設準備室長 今、申しあげました9者につきましては、家具の区分で登録をされておりますので、その家具の区分の登録のあった者について指名させていただいております。

中村努委員 そうすると、市内に家具の登録のある業者というのは9者で全てということですか。

市民交流センター開設準備室長 実は、それ以外にもございます。財団法人である部分でございますが、今回の家具に対しては対応できないということを判断させていただいて除外をしております。

金子勝寿委員 家具の選定は、どういう過程でやっているのですか。庁内でやっているのですか。

市民交流センター開設準備室長 家具の選定の関係でございますが、基本的には、この建物と一体的な部分というのがございまして、設計事務所と我々で選定をしております。中身につきましては、質、量ともに、そういう検討の内容を経て出しております。

永田公由委員 見積価格はどういう基準で出しているのですか。予定価格です。

副市長 全部積み上げて、定価で出しますが、定価では買いませんので、一定の率を掛けて落とします。そのトータルを私が予定価格の設定の責任を持っていますので、この額ですとなると、私のほうで、そこからまた少し考えさせていただいて設定しております。率については勘弁してください。

副委員長 今回、2,000万円以上の備品ということですがけれども、そのほかの備品もあると思うのですが、そちらのほうはどのようになっているのか。

市民交流センター開設準備室長 この備品の関係でございますが、実は3月に一部補正をさせていただいております。と言いますのは、地域活性化生活対策臨時交付金という事業がございまして、それを取り入れたということで8,000万円。それから、今年度の予算ということで1億2,997万円。合計で2億997万円というのが、この備品のトータルのものでございます。今回、お願いしてあります家具の分類以外には、カーテン、ブラインド、あるいは、視聴覚機器、楽器等がございまして、それぞれ積み上げをしているわけですが、それぞれ2,000万円に達しませんものですから、家具に関して2,000万円を超えるものに関して議決をお願いしたいというものでございます。

副委員長 こちらのほうは、もう契約は決定しているわけですか。これからですか。

市民交流センター開設準備室長 決算の説明で申しあげましたが、議決が必要な家具を先行して契約をしておりますので、ほかのものは、まだやっております。

中村努委員 入札価格の見積りの積算ですけれど、相手方の、そういうものというのは、こちらには来ているのですか。

市民交流センター開設準備室長 係長から説明します。

市民交流センター開設準備担当係長 仮契約を締結した者から、仮契約にあわせた見積りが出ております。仮契約で金額を決めます。それにあわせて1点、1点、今回こういう金額で今回契約しますという形で、その内訳が提出されております。

中村努委員 そうすると、この落札者の利益率のようなものは出るのですか。

市民交流センター開設準備担当係長 私どもでは、基本的に定価に、実勢価格を参考として積算しておりますが、業者の皆さんにメーカー、あるいは問屋さんからどのくらいで入るかというものはないので、利益的なものはこちらでは把握できません。

市民交流センター開設準備室長 先ほどの入札経過書の関係でございますが、御用意できますので、10分程度ということですので、先ほどの10分ですのでもう少しお待ちいただきたいと思います。

委員長 資料が出るまで、暫時、休憩にしたいと思います。

午後1時32分 休憩

午後1時41分 再開

委員長 それでは、資料も間もなく出てくると思いますので再開をしたいと思います。お願いいたします。質問がありましたら。

永田公由委員 財産の取得について、それぞれ4つに分かれているのですが、どういう基準で分類されたのか。

市民交流センター開設準備室長 それは少し申し上げましたように、平成20年度の繰越分と現年度分があるわけでございますが、平成20年度の繰越分につきましては、合併特例債の対象外の少額の備品を基本的に集めております。その中をさらに、テーブル、机、いす、というのはワンセットで使われますので、それを1つのかたまり、それと、それ以外。現年、平成21年度予算につきましても、それ以外のもの、一部は合併特例債の対象になりますが、その現年分を2つに分けてテーブル、机、いすと、それ以外、こういう分け方をしております。

永田公由委員 合併特例債の対象になるというのは、どういったものが対象になるのですか。

市民交流センター開設準備室長 起債の対象は物品ですから、基本的には、耐用年数が5年以上と単品20万円以上という縛りがございますので、それを超えるものについては、合併特例債の対象、起債対象になっております。

永田公由委員 その合併特例債の起債対応はどのくらいですか、金額では。

市民交流センター開設準備室長 全体のところ、4,180万円ほどを予定しております。

中村努委員 今の分類の仕方、いす、ベンチ、テーブルというのは、それぞれセットになったものということですか。

市民交流センター開設準備室長 組みあわせとして、一体で使うのものが多いためですから、そういうくくりで検討しております。

中村努委員 先ほど、カタログを見せてもらったのですが、ほとんどメーカーはイトーキですね。そうすると、いす、テーブル、ベンチについては、こういうくくりでわかるのですが、ほかのものを2組に分けたり、変なことを言うと、もっと細かく分ければ議決にしないで良い気がするのですが、どうして、こういうふうになったのか。

市民交流センター開設準備室長 先ほど申し上げましたように、この方法を選んだものにつきましては、できるだけ地域の活性化とかそういったものにしていくということ、まず1点考えておりますので、そういったもので4つに分ける。それからまた、1抜け方式ということで、複数の業者の受託をいただくと。このような経済情勢でもございますので、そういった部分がございます。先ほど、細かくすれば議決を受けなくても良いと。そのようなこそくなことをやることもないと思ひまして、基本的には、くくりとしては、机とか、い

すとか一体的に使うものというのは一般にありますので、それは不可分という考え方にさせていただいて、あとは、それを除いた残りというシンプルな考え方で臨ませていただきました。

中村努委員 では、残りの議案28号、29号というのは、大体、値段で半々くらいで分類したというような感じですか。

市民交流センター開設準備室長 3月補正の部分の予算8,000万円の部分につきましては、議案26号と29号でございます。議案27号と28号が現平成21年度予算の対象でございます。

委員長 資料が出ましたがよろしいですか。

市民交流センター開設準備室長 今、資料を配らせていただきましたが、基本的には公開をしていないものでございます。担当のほうからも委員会の中でごらんいただく分には問題はないだろうということですが、審議が終了した場合には回収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 そうということをお願いしたいと思います。よろしいですか。1つずつやったとしても大差はないと思っておりますので、済みません、最初の方針でやらせていただきます。

それでは、議案第26号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第26号財産の取得については、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 続いて、議案第27号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号財産の取得については、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 続きまして、議案第28号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号財産の取得については、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 議案第29号について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第29号財産の取得については、全員一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号 広丘東保育園建築主体工事請負契約の締結について

委員長 それでは、次に進みます。次に、議案第39号、広丘東保育園建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案39号をごらんいただきたいと思います。3ページをごらんいただきたいと思います。まず、広丘東保育園の建築主体工事が9月3日に入札がされたところでございます。今、それぞれ、御論議いただきました部分と同様の議会の議決に付すべき契約、財産の取得または処分に関する条例、第2条

の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

広丘東保育園の主体工事の入札につきましては、方法としまして、一般競争入札で、本年9月3日に入札が終了しております。参加業者につきましては、8特定建設工事共同企業体によりまして、2億9,925万円で落札が、橋詰・野沢特定建設工事共同企業体によりまして落札されたということでございます。

工事の概要についてでございますけれども、延べ床面積1,314.45平方メートル、鉄骨造り、平屋建てということでございまして、保育園の規模につきましては、定員が今まで100人あったものを170人、また0歳から5歳児を対象としていきたいという部分のものでございます。

また、その他の工事としまして、裏面を参考でござらんいただければと思います。機械の設備工事については、4,410万円で中信水道、また、電気設備工事ということで、3,549万円で小松電気設備、また、太陽光の発電設備工事ということで、684万6,000円で小松電気設備ということでございます。

また、地図については、ござらんいただければと思いますけれども、現在、野村公民館という表示のある上段の図面でございますけれども、この一番上に現在の保育園がござります。今現在、保育園を使用しながら、野村公民館の角の部分がございますけれども、これから南の部分で、取りあえず建設をしていくということでございます。保育をしながら、並行して南側で園舎を建てていきたいという部分でございます。

園舎の形でございますけれども、5ページの下段にございます平面図をござらんいただければと思います。

あと、特色としましては、現在、あの地には40センチから50センチの横直径があるアカマツが多々ございます。これを利用しながら、県産材認定を受けて、園舎の中にできる限り使っていきたいということを今現在、手はずしながら進めているところでございます。以上、概要でございます。よろしくお願いたします。

委員長 質疑を行います。御質問のある委員はお出してください。

太田茂実委員 入札の経過を教えてください。

教育総務課長 この物件につきましては閲覧に付せる部分でございますので、回収はいたしませんのでよろしくお願いたします。

太田茂実委員 今現在、立っているというか、利用するのですね。それを県産材として利用するということですが、乾燥とか脱脂とか、そういった加工は必要だなと思っているのですが、そういう点はどうなるのでしょうか。

教育総務課長 先般、この木は大変もったいないということで、地元からも、私どもも、何とか利用できないかという部分で、林業センターと相談をしながら、県内でも全国においても、長野県林業センターについては油脂分を抜くという部分についてはプロだという部分がございます、そちらの指導を受けながら、伐採時期も含めて現在進めているところでございます。以上です。

太田茂実委員 伐採等の費用も入っているわけですか。

教育総務課長 これにつきましては、現在、造成工事が終了したところでございます。失礼しました。これから、9月いっぱい終了するところでございますけれども、これにあわせて最終最後の伐採をするということで、伐採につきましては、前段に行った造成工事によって伐採を行っているということでございますので、よろしくお願いたします。今回の工事の中には入っておらないということです。

委員長 私から質問します。これは、現在、使っている園舎を使いながらの建設ということですが、完成し

た時の保育園の進入はどういうふうになるのでしょうか。

教育総務課長 図面で、旧園舎を表示していなくて大変恐縮でございますけれども、現在、使っている園舎が壊されます。この底地部分が基本的に送迎用の駐車場というような形で現在予定しております。北から入っていく。また、長時間保育等の場合においては、お急ぎの方は、今、園舎の南側の道を挟んだ反対側に少し白抜きの部分がございます、道を挟んだところに駐車場がございます。そちらを御利用していただく場合と、2種類が考えられますけれども、ほとんどは、旧園舎の壊した跡の駐車場を御利用いただくということになるかと思えます。

委員長 よく南側に子供たちの下駄箱などがあって、南から入っていくような、新しい保育園などはそういう傾向があるのですけれど、ここは、北から入るとというのがメインになるということでしょうか。

教育総務課長 玄関につきましては、通常の玄関、お客様などの玄関につきましては西側についております。北からにつきましては、駐車場を横断して、この駐車場と進入車の間に緑地が少しできます。これは、県の開発指導の中で、現在、ある緑地をできるだけ緑を保てという指示がありまして、そこに緑地がございます。そこで緑地をワンクッションにおいて、東側を回って園庭に入って子供たちの受け渡しと言うと失礼なのですが、安全確認をしながら保護者にバトンタッチするというような形になります。

永田公由委員 この財源の内訳はわかりますか。

教育総務課長 係長から答弁させますので、よろしくをお願いします。

教育施設係長 財源につきましては、まちづくり交付金、それと、まちづくり交付金事業債、それから福祉基金の繰り入れということで、一般財源から繰り入れ。

永田公由委員 金額はわかりますか。

教育企画係長 金額につきましては、まちづくり交付金につきましては交付率35.6%ということで、これは企画のほうでやっております、3年度ごと更新しておりますので、2年くりでは少しわかりませんので、よろしくお願いたします。それから、まちづくり交付金事業債につきましては、交付金のほか、福祉基金繰入等を引いた残りの75%、これを事業債として交付しております。福祉基金繰入につきましては、2,900万円を予定しております。以上です。

中村努委員 その他の工事の契約はどのような方法ですか。

教育総務課長 係長に答弁させます。

教育施設係長 ほかににつきましては、随時発注ということで、こちらに資料がございますとおり、機械設備工事、電気設備工事、それから太陽光発電設備工事ということで3つになっておりまして、それぞれの工事は、そこに書いてありますとおり、入札につきましては、本体工事とあわせて4月3日にやっておりますので、本体工事がこれで認められれば、それとあわせてこれを進める予定でございます。

中村努委員 最近建てられた保育園の建設の平米単価を2、3、これもあわせて、どのくらいかわかれば教えてください。

教育総務課長 近隣の中では、高出保育園、また吉田ひまわり保育園等がございます。資料が今手元ございませんので、後から御提示させていただくということでもよろしいですか。よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。よろしいですか。

それでは、議案第39号広丘東保育園建築主体工事請負契約の締結については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第39号広丘東保育園建築主体工事請負契約の締結については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費、10款教育費

委員長 では、次に進みます。議案第31号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出3款民生費、10款教育費を議題といたします。説明をお願いします。

福祉課長 それでは、補正予算書の21、22ページをお願いいたします。3款の民生費1項の社会福祉費、2目の障害者福祉費の障害者福祉事業において、12万6,000円の補正をお願いするものです。これは、障害福祉管理構成の改定及び、負担軽減のため、それまでありました資産要件の廃止だとか、育成医療の上限の引き下げ等に伴いまして、システム改修を行うための補正でございます。

21ページをお願いしたいと思いますが、財源の内訳の中ですけれども、障害者共同作業所新体制と円滑化事業の補助金交付が決定いたしまして、これによりまして、共同作業所ほか、及び補助金のうち、基準額の2分1の額、1,029万6,000円が補助金として交付されることになりましたので、財源の変更をいたしました。

次の福祉医療事務諸経費ですけれども、84万1,000円ですけれども、福祉医療費給付金の制度改正に伴いまして、受診明細の確認作業を実施したいということで、臨時職員の賃金6人分です。

次に、2項の児童福祉費の中にあります1目の児童福祉総務費の中の子育て応援特別手当給付事業の7,219万円が個人の所得が減少になることにかんがみまして、幼児教育費の子育て負担金の関係で、国の指針に基づきまして、就学前3年間における、総世帯のうち、3万6,000円の子育て応援手当の支給をするものです。支給は、1,900人を見込んでいます。以上です。

こども課長 それでは、次の23、24ページをお願いいたします。上の2目、児童運営費でございますが、説明欄、丸にございます保育所運営費680万1,000円ですが、新型インフルエンザ対策として薬用石けん、あるいは消毒薬等を購入するもの及び地上デジタル放送用のテレビを設置するというものでございます。いずれも、保育所に設置するものでございますのでよろしく申し上げます。以上です。

教育総務課長 続きまして、保育所施設改善事業ということでございます。2,977万8,000円ということでございます。これにつきましては、平成18年の4月、土地開発公社に先行取得を依頼して、吉田原保育園の送迎用駐車場として利用した土地を買い戻したものであります。以上です。

福祉課長 続きまして、その下の児童福祉施設費ですけれども、40万円、今回補正をお願いするのですけれども、これは、福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、健康上必要があるもののうち、経済的理由により入院・助産を受けることができない場合において、その助産婦から申し込みがあった時には、その助産婦に対し助産施設において助産を行わせることをしなければならないということを、児童福祉法22条で決まっています。これによりまして、助産施設と指定されています信州大学医学部の付属病院で出産する際、申し込み

の方が1人あったものですから、その方に対して費用と言いますが、その措置費の支払いをしたものです。措置費の内訳と言いますが、負担の割合ですけれども、措置費から自己負担分というのがあります。これが、それぞれ4段階に分かれているのですけれども、その自己負担分から控除した額の2分の1を国が、4分の1を県が、4分の1を市が負担するというものです。総額で40万円で、それぞれ国、県、市から、それと本人からの負担というもののの中で措置をするということになっています。

子ども課長 その下、児童健全育成費、5目でございます。説明欄の丸の児童館・児童クラブ運営諸経費80万7,000円につきましては、先ほども保育園でございましたが、地デジ対応のテレビを児童館、児童クラブに設置するものでございます。

家庭教育室長 同じページの一番下の段、6目発達支援費ですが、元気っ子応援事業75万円の補正増をお願いするものでございますが、障害児を育てる地域の支援体制事業整備ということで、10分の10の補助を受けて増額をお願いするものです。備品としまして、仕切りボード等を購入させていただくために使用いたします。以上です。

福祉課長 25、26ページをお願いします。3項の生活保護費の生活保護事務諸経費ですけれども、生活保護の相談だとか、申請件数の増加に伴いまして、面接相談員を設置したいということがありまして、面接相談員の報酬と社会保険料でございます。また、生活保護が適正に行われるための金融調査とか、利用調査、それと、提出物のための臨時職員賃金、及び社会保険費が主なものです。

その下の2目の扶助費の中の生活保護扶助費ですけれども、これは住宅手当給付金として1,189万5,000円の補正をお願いするというものです。これは、本会議でもありましたが、住宅手当緊急特別措置事業というものを平成21年の10月から実施することによるものです。事業の内容ですけれども、2年以内に離職して、また、離職した者であって、技能、能力があって就労の意欲がある人です。その方が離職によりまして住居を失った場合、また、失うおそれがある場合、その中で一定の条件を満たす場合は、6カ月を限度に、今あります生活保護の住宅居費4万1,300円を支給するという内容です。これは6カ月を限度にということですけれども、この事業については、セイフティネット支援対策事業ということで、国からの事業が10分の10という補助金に基づいて実施されるものです。

教育総務課長 それでは、33、34ページをごらんいただきたいと思います。1款教育費、教育総務費でございます。まず、賃金の関係。教育相談研究事業、臨時職員賃金についてでございます。56万8,000円ということございまして、不登校に係る小学生を対象とした中間教室で、現在4人の子供たちが来ております。この中でも、学年が2年生、4年生、6年生と幅広く、それぞれ低学年、高学年と指導が難しいということで、6か月分、1人分の人件費の増額を56万8,000円の補正をしたいということでございますので、よろしくをお願いします。

続きまして、小学校管理諸経費については消耗品でございます。先ほど、保育園のほうでも説明がございました。新型インフルエンザがこの秋から冬にかけて拡大の恐れがあるということでございまして、これに係る薬用石けん等の消耗品の関係を計上させていただいておりますので、33万9,000円ということでございます。

また、小学校の施設営繕費でございます。環境整備工事。これは、先の予算の中でも、決算の中でも、若干、

触れさせていただきましたけれども、6月16日の落雷によりまして、片丘小学校におきましての消防施設、また、緊急施設、防犯施設等々が全て破損いたしました。これによって、現在は仮復旧でありますけれども、新たに181万3,000円の工事費を盛って復旧するものでございますので、よろしく申し上げます。

また、小学校の負担金について、辰野町塩尻小学校組合負担金399万4,000円の増ということでございまして、これにつきましては、デジタルテレビ、また、電子黒板、それぞれパソコン関係、また、デジタルテレビの増加、図書の増加等によりまして、負担金を339万4,000円増額するものでございます。

続いて、白丸でございますけれども、学校安全支援事業ということでございまして、地域見守りシステム中継機等の増設委託料ということでございます。現在、小学校の通学区域につきましては、ほぼ100%、北小野も含めて網羅されたということでございますけれども、保護者からのお問い合わせの中で、これは6年生で使っているが中学に行っても使えるのか、というようなお問い合わせも現在いただき始めております。丘中学校から片丘の区域、また、広陵中学校から堅石の集落にかけての区域等々の空白の地帯が、西部中の周辺にもございます。この部分に、おおむね100機増設しまして、空白の区域がない形にして、今後の子供たちの安全・安心に務めてまいるということでございます。そのようなことで、子機を持っているのが462人ということで、最新でございますけれども、今後、お問い合わせ等も入ってきておりますので、またふえていくかと思っております。

教育振興諸経費についてでございます。図書購入費、教材費、教材備品の購入費、以下の関係でございますけれども、これについては、経済対策の部分の中で、当初、理科備品については、老朽化したもの、または、買いかえはだめだという部分があったけれども、その後、老朽化したものを買いかえるという部分でもよしいというような部分があった。この中で、下段にございます教材備品の理科の関係760万円余の増額補正するものでございます。また、図書等の購入費につきましても、新学習指導要領に伴って、新たに、古い図書を入れかえて買いかえるというような部分を含めて、693万円余の増額補正をさせていただきたいというものでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、小学校の地上デジタル放送のシステム購入費ということでございます。これにつきましては、当初、アナログ放送をコンバーターを通じてデジタルに変えて、今までのテレビを使っていく考え方で進んでいたところでございますけれども、先の6月補正の中で、テレビについてはお認めいただいたということでございまして、経済対策の中でも、工事費についてもよしいというような部分が出ましたので、今回、223万円余の工事費を増額要求させていただきまして、学校のデジタルテレビ化を一気にしたいというものでございます。

ページをおめくりいただきまして、36ページでございます。報償費について、中学校の管理諸経費についての増額29万円の部分でございます。中学校におきまして、中体連の全国大会、北信越大会等がございまして、これに係る出場者記念品代が20人分くらい不足するというところでございまして、4万円の増額補正をお願いするものでございます。下段の消耗品につきましては、先ほどの小学校と同様、インフルエンザ対応の消耗品ということでございます。

また、アスベスト含有分析調査委託料につきましては、10分の10ということでございますけれども、現在、実施設計を進めております丘中学校の教室棟の階段の裏側に1カ所、アスベストラシキものが見つかって

いるということでございまして、これに係る分析調査委託料10万5,000円でございます。

中学校の負担金についてでございますけれども、塩尻市辰野町中学校組合の負担金243万9,000円の増額をお願いするものでございまして、小学校同様、組合立中学校におきましても、当初、予定で見込んだ負担金を増額して、デジタルテレビ等々を、また、学習指導要領に基づく図書等の増額を図っていきたいというものでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、教育振興諸経費についての図書購入費用、教材備品購入費用についてでございます。これも、先ほどの小学校同様、老朽化したもの、図書の入れ替え等を含めて661万円をお願いしたいというものでございます。

また、中学校のデジタル放送対策事業のシステム整備工事ということでございます。これにつきましても、小学校同様、中学4校について、工事費64万円をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。以上、教育総務関係です。

図書館長 それでは、同じページ、35、36ページをごらんいただきたいと思います。1項、社会教育費、目の図書館費でございます。内容といたしましては、図書館事業諸経費282万6,000円の補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、まず、臨時職員の賃金でございます。77万8,000円でございますが、こちらは、緊急雇用創出事業補助金の対象事業といたしまして、図書館の、特に郷土資料につきましては、書誌の整理をしていただく臨時職員を2人雇用していきたいと。雇用期間は5カ月間という形で考えております。

続きまして、消耗品でございます。決算の中でも御説明差し上げましたけれども、こちらは、新しい図書館の書誌に貼付いたしますICタグ、こちらの消耗品の購入でございます。こちらは、地域活性化経済危機対策の臨時交付金の対象品でございます。

下の図書購入費20万円でございますが、こちらは、7月9日に市民の方から、子供たちの本を充実してほしいということで、御寄附をちょうだいいたしました。こちらの寄附金を歳出として使わせていただくということで計上させていただきました。以上でございます。

平出博物館長 それでは、次のページ、38ページをお願いいたします。文化財保護費の中の史跡平出遺跡指定地公有化整備事業の関係です。昨年の6月に焼失しました遺跡公園の中の130号住居の再建にかかわるものが主なものでございまして、これの設計監理委託料107万1,000円、それから、環境整備工事でその130号の再建。床面積が76.5平方メートル、高さ5.49メートル、古墳時代の大型の住居でございますが、それを再建するもの。それから、8月8日に大雨がありまして、遺跡公園の中から出水しました。その復旧のための工事費50万円が含まれております。環境整備工事2,726万5,000円をお願いするものです。以上です。

スポーツ振興課長 その下、保健体育費の体育施設費でございますが、工事請負費といたしまして、体育施設整備事業944万円をお願いするものでございます。この内容といたしましては、榑川体育館の改修工事。これにつきましては、設置後28年が経過しておりまして、高圧受電設備の改修工事を行うものであります。

その下、市民プール建築工事でございますが、小坂田市民プールの流水プール周りのゴムチップ舗装、約260平方メートル、それから、スライダーの下部塗装等を行うものであります。財源といたしましては、経済

危機対策臨時交付金で補うものでございます。よろしく申し上げます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より御質問がありましたら、お出してください。

中村努委員 35ページの財源の振り替えですが、吉田小学校の建設費、それから、丘中学校の建設費、これの財源が変わった理由を教えてください。

教育総務課長 後からで、申し訳ございません。

副市長 当初、地域活性化経済対策臨時交付金を充当する予定でありましたけれども、公共事業のほうだね。公共事業のほうの14ページ。14ページのほうの安全・安心な学校づくり交付金、いわゆる、公共事業のほうに該当になるということで、振り替えをさせていただいたものですから、その分の財源振替です。

こども教育部長 補正予算の歳入の14ページをごらんいただきたいと思いますが、この中の中学校費補助金の中の、下のほうに、地域活性化・公共投資臨時交付金というのが3つほど並んでおりますし、その次に、安全・安心な学校づくり交付金、それから、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、この辺の関係で、今の耐震、それから、地上デジタル、トイレ等の部分が、6月補正の段階で経済危機対策臨時交付金にしておりましてけれども、それが、公共投資臨時交付金に変わったということで、それと一部、安全・安心な学校づくり交付金の調整で財源がかわっておりますので、よろしく申し上げます。

中村努委員 この表で見ると、市の地方債というふうになるのか、こういう表記で良いですか。

副市長 経済危機対策臨時交付金というのは、6月補正でやらせてもらってしまして、それが今度、公共事業分の該当になるということで、その公共事業分が国庫補助と、一部、起債が充当になるということで、最初のほうは、国の経済危機臨時交付金のほうは、まるまる臨時交付金で全部やっていたのですけれども、公共投資分については、若干、補助と起債と両方に対応するようになってしまして、その率が少しあれなのですけれども、それで、今回、起債と国庫補助金に分けさせていただいたということになります。起債の変更と。

委員長 それだと、国、県支出金が2,370万円余減で、地方債が、その分ふえているということだから、その説明では納得できない。調べていただいて、審議中にもらえますか。

副市長 これは国庫補助金はついているでしょう。

教育総務課長 はい。耐震に係ることですので、一番上に。

副市長 公共事業のほうの公共投資臨時交付金というのがあって、通常の耐震などの場合には、国庫補助事業で、耐震の補助金がつくわけです。その補助金の部分については起債が、補助金と補助残のほうで起債がつくのですけれども、そのほかに、起債部分を除いた分に公共投資の分の交付金が該当になるものですから、3つの、公共投資の臨時交付金と、市債の部分で財源が、何と言いますか、経済危機の臨時交付金というものは、臨時交付金だけでやっていたのですけれども、今度は、国庫補助と公共投資の部分と起債と、3種類になるということだと思っております。

中村努委員 そうすると、これは3種類で、国庫補助金の部分というのは、国、県拠出金ですよ。その分と地方債と。

委員長 済みません。調べていただくのもあわせて、休憩に入りたいと思います。2時40分まで休憩いたします。

午後2時28分 休憩

委員長 休憩を解いて再開いたします。

財政課長 それでは、お手元に資料がいつているかと思しますので。まず、上の表につきましては、6月に国の経済危機対策臨時交付金の額が、塩尻市については4億2,600万円という枠でございますので、一応、実施計画等に計上されております、予定されております事業、前倒し等をいたしまして、そこにあるような12事業を計上させていただきました。しかしながら、もう一方に、このほかに、公共投資の臨時交付金というものをご用意されておまして、ただ、その時点では、その詳細が明らかになっておりませんでしたので、こういう形でやりましたけれども、その6、7、8番、学校関係の事業につきまして、これが公共投資臨時交付金に該当するということでありまして、まず、経済危機対策臨時交付金と言いますのは、簡単にいえば、市が自由に使えるお金でございます、一方、公共投資臨時交付金というのは国のメニューがありまして、それに該当するものについて充当できるという形になっておまして、前後しますけれども、6、7、8番が公共投資臨時交付金に該当できるということになりましたので、これを、そちらへ繰り込めたわけでありまして、

それが、下の表にございますように、事業費は変わっておりませんが、経済危機対策臨時交付金をそれぞれ減額いたしまして、公共投資臨時交付金に振り分けたということございまして、この際に、従来あります国庫補助金等も、若干、変動しておりますけれども、そういった形にし、さらに、この公共投資臨時交付金の裏には、補助残と言いますか、そういった部分には起債が充当できるのです。これが、補正予算債というふうに申しまして、100%充当の今年度交付税措置があるという形で組みかえをさせていただいたものでございますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 よろしいですか。

中村努委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかに御質問ありませんか。

中村努委員 22ページの子育て応援特別手当、これの支給日ですとか、基準日ですとかをもう少し細かく教えてください。

福祉課長 基準日ですけれども、10月1日を基準日にしております。今回は、それで国の補助事業が、今度は始まると思うのですけれども、本来、今回はDVの対策をするということになっていまして、その関係で調査期間等がありまして、10月1日から12月10日頃までは、それぞれのDVの対策の調整を行うということがありまして、12月の11日以降において申請を受け付けていくというのが、県から、また国から示されている日程になっています。

中村努委員 申請後の振り込み等は、前回と一緒にということによろしいでしょうか。

福祉課長 はい。今回は、前回の大体倍くらいの人数になりますけれども、同じような経過になると思えます。

委員長 ほかに。よろしいですか。

私から。26ページの扶助費の関係で、生活保護扶助費で住宅手当給付費というのが増額になるわけなのですが、今、家賃の話で4万1,000幾らという金額を言われましたけれど、生活保護の扶助費は、そ

の金額ですか。

福祉課長 これは、この区域の額はもう少し低いのですけれども、それに掛ける、世帯につきまして再交付金額を掛けてもらうということで、4万1,300円となります。

中村努委員 それは、2年以内、いつからいつまでですか。2年以内に失業した人ですね。それはいつからいつまでの2年間ですか。

福祉課長 施行日が10月1日からになりますので、その前2年ということだと思います。

委員長 よろしいですか。それでは、ほかにありませんか。

議案第31号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出3款民生費10款教育費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第31号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中、歳出3款民生費10款教育費について、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課長 済みません。先ほどの、中村委員からの高出保育園、また、吉田ひまわりと、近隣の直近の保育園の部分の金額はどうかというような御質問がございましたけれども、平成18年に引っ越しました高出保育園につきましては1,070.25平方メートルということでございます。あくまでも建築本体の関係でお話をさせていただきますけれども、2億2,837万5,000円でございます。付属施設は入れてございませんが、本体のみで計算しますと平米単価21万3,385円となります。吉田ひまわり保育園でございますけれども、これにつきましては、1,399.24平方メートルということございまして、2億5,515万円ということでございます。建築本体ということでございます。割り返しますと、18万2,349円が平米単価ということでございます。ただいま、御審議いただきました広丘東保育園につきましては、1,314.45平方メートルということございまして、本体工事価格、先ほどの議決の数字を割り返しますと、本体工事価格は22万7,662円ということになりますので御報告させていただきます。

中村努委員 はい。わかりました。

議案第33号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 それでは、次に進みます。議案第33号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

長寿課長 では、議案第33号塩尻市介護保険事業特別会計補正予算第1号について御説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ7,243万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ42億7,186万5,000円とするものでございます。内容につきましては、緊急雇用投資事業にかかる臨時職員の雇用と、平成20年度決算に伴い、国庫支出金及び介護給付費交付金等について、精算による返還をすることになりました。繰越金の一部を支払給付費に積み立てるものでございます。

それでは、歳出から御説明しますので、9、10ページをお願いいたします。1款総務費2項介護認定審査会議1目認定調査会等費の説明欄の白丸、認定調査員等諸経費の臨時職員賃金143万2,000円は、介護認定調査の事務等、認定調査業務の制度改正による業務量の増加対応と、介護予防事業の介護予防検診の結果

整理等にあたる臨時職員2人を雇用するものです。財源は、国の緊急雇用投資事業に係る県からの補助金を充当するものです。

次に、4款諸支出金、1項還付金及び償還金2目償還金の説明欄の白丸、償還金3,200万円でございますが、平成20年度決算に伴い、介護給付費、地域支援事業費等が確定したことに伴い、国及び社会保険診療報酬支払基金に返還をするものです。これらにつきましては、事業実施の翌年度、事業費の確定に伴う精算による返還を行っているものによるものです。返還金の合計額は、3,400万3,382円で、補正額の合計額は3,400万円、内訳につきましては、こちらに説明欄にお示しをしてあるとおりでございます。

次、6款、基金積立金1項基金積立金1目介護保険支払準備基金積立金の説明欄の白丸、基金積立金でございますが、平成20年度決算による保険事業分の繰越金7,116万2,848円のうち、先ほど申し上げました国、支払基金への返還額3,400万円余を差し引いた残額から3,700万円を支払準備基金として積み立てるものでございます。以上、主な歳出でございます。

歳入につきましては、7、8ページをごらんください。5款県支出金2項県補助金3目緊急雇用創出事業補助金143万2,000円は、歳出の臨時職員賃金の財源として県からの補助金を受けるものでございます。

次に、7款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金は、平成20年度決算による保険事業繰越金7,116万1,848円のうち、歳出の増額補正に見合う金額について増額補正をするものです。以上が補正予算の概要でございます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問がありましたらお出しくください。

中村努委員 10ページの臨時職員ですが、人数と就業状況はどういうふうになるのか。

長寿課長 人数は臨時職員2人でございまして、午前9時から午後4時までの時間の勤務でございます。

中村努委員 これは、月曜日から金曜日までですか。

長寿課長 さようでございます。15日勤務です。

委員長 ほかにありませんか。それでは、議案第33号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第33号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第2号 長野県独自の三十人規模学級(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

委員長 それでは、次に請願についての審査を行います。牧野議員は先ほど見えておりましたけれども、所用のため、お出でになれないということでありましたので、そういうことでお願いをいたしたいと思っております。職員の皆さんは、適宜、退室されて結構ですのでお願いいたします。

それでは、請願第2号長野県独自の三十人規模学級(三十五人)学級の拡大及び定数内臨時採用の解消と県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願を審査いたします。本会議において補足説明をされておりますので、審査に入っていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。御意見がありましたら、お出しいた

だきたいと思います。

永田公由委員 こども教育部に聞きたいのですけれど、塩尻市内の小学校なり中学校で、いわゆる36人規模以上のクラスというのは、どのくらいありますか。

学校支援係長 小学校ですか。

永田公由委員 それでもいいです。

学校支援係長 小学校におきましては、すべてが35人以下のクラスになっております。中学校におきましては、国の基準のとおりですので、1クラス40人を超えた場合には2クラスにわかれますが、市内の状況でいいますと、おおむね市内の5つの中学校で、1クラスが31人から37、38人くらいまでの間で中学校1クラスの人数となっております。小学校はすべて35人以下となっております。

永田公由委員 ここに書かれている定数内臨時採用というのは、どういう採用の仕方なのかわかりますか。

委員長 わかりますか。

教育長 通常、臨任の講師と言っているものでして、一番わかりやすいのは、産休補充、あるいは、療休補充等が、本来定数内の正規でなければいけないところを、臨任で充てていると。臨時の講師が来ていると、その部分だと思えます。思いますではなくて、その部分ですね。本来、正規であるべきところを臨時採用で充てていると。半年ですとか、あるいは1年間雇用ということになるのに、正規で充てられるではないかというのが、この主張と言いますか、そういう考え方で、実際には正規が休んでいるので、出てくるまでの間は臨時の講師をおいて、半年とか1年とか2年、産休の場合は長引くこともありますけれども、そのようにしている部分を正規にできないものかという主張です。

中村努委員 前の教育長さんにも同じような質問をした覚えがあるのですが、例えば、30人規模にした場合、1学年30人ならば30人の学級ができて、31になると、15人と16人の2クラスにわけて、15人のクラスと30人のクラスと、教育効果については、どちらが良いのでしょうか。

教育長 私の今までの、いろいろな報告等で知る限り、はっきりとした人数で、一番教育効果のある人数という報告が、決定的なものがないので、非常に感覚的なものがありますし、例えて言うならば、40人の学級と10人の学級が仮にあったとします。今の31人を15人と16人にわけるという形ですけれども、31人でやるという選択と、15人、16人にわけるという選択ができるようになっていきますので、では、どちらを選ぶのかということになるわけですが、例えをつくって言いますと、40人と10人は少し極端なので、31人いれば、同じクラスでサッカーの試合ができると。ところが、16人の学級になったら、その学級だけではサッカーの試合ができないというようなこともありますけれども、一般的に、多めでも20数人というところが多いわけですが、20数人くらいが学習効果が高いのではないかとされているように思います。それは、教員、教える側からすれば、入っている人数が少なければ良く目が届くと。しかし、切磋琢磨というようなことからいくと、十数人あたりでは、果たしてどれだけ切磋琢磨ができるものかと。あるいは、グループ学習にしても、2つのグループが良いのか、4つのグループが良いのかという議論もありますので。さらに、教科については、今のところ、小学校では国語、昨年では算数などは、ある程度、少人数のほうが効果が上がるのではないかと。中学もある程度英語や数学については効果が上がるのではないかとされているのが、いろいろなデータで考えられます。したがって、31人か、15、16人かというのは、非常にはっきりとした結論の

ようなことが言えないのではないかというふうに思います。県下各地では、どちらかをとるかという、15、16人を選ぶことが多いと思います。さらに、そこに人を1人、人をつけてもらえるのだったら、もう1人の人が、15、16人にわけるのでしたら担任が2人ですから、1人1人つく。31人を選んだ場合、たぶん31人の学級を2人でみるという考え方でやっていく。いわゆる、勤務地の有効と考えるわけです。

委員長 請願第2号について、採択。

太田茂実委員 1つの場合、1つ。他市の場合は状況はどうですか。

事務局庶務係長 1年以内の、塩尻市を除いた18市の請願、陳情の状況をお知らせします。受理を受け付けられた件数は12市ありまして、採択が3市、不採択が2市、継続が1市、審査外が5市、その他1市となっております。以上です。

中村努委員 議会でも過去出たと思いますけれども、その結果はどうだったのですか。

事務局庶務係長 平成19年に同様の請願が出ておりまして、採択となっております。

太田茂実委員 私も、この前紹介議員でしたが、今の2号は県教組から出ている。3号は同じ内容というのは題が同じだと思うのだけれども、松塩筑の教育関係7団体から出ている。その差がある。

委員長 それは差というのですか。

太田茂実委員 差ではないが、出る場所が違うということだね。それが、どちらを採択するかということは自由なことだと思うのだけれども。

永田公由委員 違うのでは。これは、同じでしょう。両方とも定員増を求めているのだから。

委員長 今、太田委員からは、どちらを選択するかというような発言もありましたが、どちらも同じではないかという意見も出ております。討論を。

永田公由委員 大体言っていることは同じだと思いますし、過去に議会で採択されているということであれば、特に反対する理由もありませんので、私は採択で良いと思います。

委員長 ほかにありませんか。

今、採択という意見が出ておりますので、それでは、請願第2号について、採択ということによろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願第2号については、採択すべきものと決しました。

請願9月第3号 少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

委員長 続きまして、請願第3号についてを議題といたします。御意見ありますか。

太田茂実委員 これも以前から何回も出されておりますし、採択するべきだと思いますけれども、なかなか実践ができないところに残念なところがあるのですけれども、採択していただいて実現してほしいというふうに思います。

委員長 採択すべきという意見が出ております。ほかに討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、請願第3号少人数学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願につい

て採択すべきと決しました。

暫時、休憩をお願いします。

午後3時04分 休憩

午後3時08分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほどの請願の件ですけれど、意見書の提出先と提出する意見書について、正副委員長にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

陳情9月第1号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情

委員長 それでは、陳情についてを議題といたします。陳情9月第1号私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情が出されております。委員の皆さんから御意見ありましたら、お出しいただきたいと思います。

中村努委員 これは、私は陳情する側で来たこともありますが、この陳情を出すことを決めるよりも前に、市では私学助成の予算を組んで出していて、ちょうど今、生徒1人あたり3,000円ですよね、市から出しているのが。確か2,700円から3,000円に上げたときに、こちらではもう予算を上げているのに、そのあとから上げてくれという陳情があがってきたという経緯があって、陳情を受けるはいいけれども、これはたぶん市長のほうにも、教育長のほうにも行っていると思うのですが、今まで、こういった経過で、こういうふうに上げてきましたという説明をしてほしいと、前に言ったことがあるのですが、この陳情というか、市側に出されたほうに対して、どういう対応をされたのでしょうか。

教育総務課長 本年度も、私学の皆さんがお越しいただいた経過がございます。私学の皆さんからは、塩尻市は、先駆的に、松本市以上に御支援いただきありがとうございますと。塩尻に対しても、もっと上げてほしいと要望をさせていただきけれども、ほかの市町村にも働きかけてほしいというようなニュアンスの言葉も逆にいただいたところがございます。ちなみに松本市においては、1人あたり、2,700円で、今だに固定していると。当市は先駆けて3,000円にさせていただいて支援していると。先ほど、決算の中でも説明申し上げましたが、都市大学付属高校に対して、女子トイレ改修ということで、200万円ということで資金を出させていただいてございます。現状のみ、お話をさせていただきました。

委員長 あて先にもよるけれど、これは、塩尻市におかれましてはと書いてある。

中村努委員 いつもあて先はどこにしていますか、意見書は。

事務局庶務係長 国あてと、県あてと、統一のものをお出ししています。

中村努委員 国と県に出しているということですね。

事務局庶務係長 はい。両方です。

委員長 意見書の中にも、国、県の関係者に対して、私学助成の大幅増額のための意見書をあげてくださいというのが入っておりますので、意見書をあげたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

意見書の内容にも工夫をしながら出したらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

中村努委員 私も出しても良いとは思いますが、都会の私立の高校とこの辺の私立の高校というのは、存在意義が違う部分が多分にあるとは思いますが、特に11通学区では私立の高校を、どんどんつくってきたという経過の中でもありますので、私立といえども、今、社会的に必要な学校だと思しますので、公的な助成というのは必要だと思います。ただ、前にも、一般質問でもさせていただきましたけれども、やはり公で支える部分はしっかり支えて、入学権利保証金のような、実際にその学校に行かない人から別にお金を徴収するという事は少し違うのではないかという気がしていますので、この意見書を出すことについては賛成します。また、教育委員会の中でも、入学金については、県の教育委員会ともよく調整していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。なければ、陳情9月第1号について、採択すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、陳情9月第1号、私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情については、採択すべきものと決しました。ただいまの陳情についても、意見書の提出先、そして、内容について、正副委員長にお任せいただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても、福祉、教育、生涯学習行政に関する事項につきまして、継続して審査をしていただきますように、よろしくお願ひいたします。

委員長 御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、そのようにお願いいたします。

理事者あいさつ

委員長 閉会にあたりまして、理事者のごあいさつがあれば。

副市長 昨日から2日間、それぞれ提案申し上げました議案等につきまして慎重な御審議をいただきまして、すべて原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。今回は、決算というようなことでございまして、決算審査の中でいろいろ御指導等をいただいた点、これからすぐに反映できるものもありますし、また、予算執行の中で生かしていくものもあると思しますので、それぞれ、御指導を反映させるように努力してまいりたいと、そんなぐあいに思います。また、今月は50周年記念事業のメインのいろいろな行事が控えておりますし、最近季節の変わり目で、気候が暖かくなったり寒くなったりというようなことで大変だと思いますけれども、委員の皆さんには、ぜひ御自愛いただきまして御活躍賜りますようお願い申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、福祉教育委員会の9月定例会の審査をすべて終了といたします。長い間、御苦

労さまでした。

午後3時20分 閉会

平成21年9月15日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 鈴木 明子 印